# 第2期第4回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1	日時	平成 21 年 12 月 22 日 (火) 午前 10 時 00 分~午後 1 時 07 分
2	場所	羽村市役所西庁舎 5 階委員会室
3	出席者	会長 高本正彦、会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、
		吉永功、小宮國暉、島谷晴朗、武政健太郎
4	欠席者	なし(会議の途中で退席した委員 委員 武政健太郎 午後1時05分)
5	議題	1. 福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業にかかる換地設計(案)の見直しについ
		τ
6	傍聴者	8名
7	配布資料	なし

**会長(高本正彦君)** 定刻でございますので、ただいまから、第2期第4回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理 審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件を確認いたします。事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

**区画整理管理課長(石川直人君)** 本会議の定数は 10 名でございます。本日の出席委員は 10 名になってございます。 以上でございます。

**会長(高本正彦君)** 次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号 7 番の小宮委員と議席番号 8 番の島谷委員にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

なお、本日の会議ですが、前回、第3回審議会からの継続審議になりますので、その部分については公開で行いたいと 思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# 会長(高本正彦君) ありがとうございます。

それでは、区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要綱第2条に基づく傍聴者は、現在8名でございます。傍聴者の入場を許可します。事務局、よろしくお願いします。

(傍聴者入室)

**会長(高本正彦君)** 傍聴者の皆さんに申し上げます。審議会の進行が損なわれることのないよう、受付で配付いたしました遵守事項を守られて傍聴いただきますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入ります。換地設計(案)の見直しの継続審議になります。説明を省略して、質疑を受けたいと思います。発言の際は挙手をし、指名を受けたら、議席番号と姓名を告げてから発言をしてください。何か質疑がございますか。島田委員。

**委員(島田俊男君)** 前回の審議会のときに質問したんですけど、それで説明を受けたんですけど、堅固のマンションの件なんですけど、それでちょっと納得がいかないんですけどね。堅固なマンションということで、今、3 棟、現時点で特別な建物として保護されている、保護という言い方をすると語弊があるかもしれませんけど、そんな状態なんですよ。それで、その理由をお伺いしたんですけど、この間、なかなか全部説明をいただいたんですけど、肝心な理由というのをちょっとお伺いできなかったんですよね。いろいろ回りくどいことは一応ご説明いただいたんですけど、きっとほかの委員さんも納得されないようなことだったんじゃないかなと思うんですよね。それで、堅固な建物というのは、構造上、移転とか除却がまず無理ということですね。この3つがそうだということらしいんですけれど、それはどんな基準からそういうふうに計算して出したということをお聞かせ願いたいんですけど。

そのほかに、事務局の方のほうから資料をいただいているんですよ。そしたら、堅固な建物が33軒あるんですよ。その中の3つだけは特別に指定されているんですよね。だから、ほかの建物との違いというのは、実際どんな違いがあるか、それもお聞かせ願いたいんですけれど。以上です。

会長(高本正彦君) よろしいですか。

委員(島田俊男君) はい。

**会長(高本正彦君)** ただいま、島田委員のほうから堅固な建物の取り扱いについてのご質問、ご意見が出たんですけれども、事務局、ひとつよろしくお願いします。事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** ただいまご質問いただきました堅固な建物の3棟につきまして、それと33棟あるというふうな話の中で、区画整理の換地設計を進めていく中で、堅固な建物について今、島田委員の言われているように、構造上移転等について大変支障があるということは認識をしてございます。その中の換地設計をしていく上で、換地上の考慮という形の中で、その建物を対象から避けてくる方法は、換地設計上の中には確かにございます。そうしますと、周辺とのバランスの関係の中で、設計上に、例えば道路を直線にする場合に、真ん中に堅固な建物があったときに、それを除いて、今度は道路を振るという形になってしまいます。そういうふうなものの換地設計上の中で考慮をして、特別な宅地の扱いの中の1つとして、今、ご指摘をいただいている3つの建物を堅固な建物として選定をしたところでございます。

さらにですね、用途地域の問題もございますけれども、将来的にその建物を残すことによって、その建物が仮に現在の 用途地域に照らして、住居系の用途になったときに、建ペイ率上、容積率上の問題の中で、それをクリアできないケース が発生をしてしまいます。このケースの場合には、既存建物はそのまま生かされますけれども、新しい用途地域の指定に なったときにですね、建てかえをすることができなくなってしまうという問題がございます。こういうような問題も考慮 しながらですね、この3棟だけを堅固な建物としてですね、第1期の審議会の席で審議にかけさせていただきまして、そ の取り扱いをさせていただいた。

残りの建物については、でき得れば堅固な建物として、現位置換地的なものの扱いはできるのかどうかというようなものは、今回の換地設計の中でも行っていますけれども、それを残すことによって、それに接続する他の画地に影響を及ぼしてしまいますと、全体的なバランスが崩れるという形の中で、今のご質問の内容につきましては、第1期の審議会の中でもいただいてございます。それらの中で考慮しながらですね、進めてきたという経過がございますので、その点はご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

## 会長(高本正彦君) 区画整理管理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** ただいまの事業課長のほうからもご説明をさせていただきました内容は、第1期の審議会の資料ということで、これは第2期の審議会委員さんにもですね、こういうファイルでお示ししてございます。その資料の中で、いろいろ経過をずっとつづってございますけれども、今の島田委員のご質問について、27回の際の資料が関連してございますので、あわせてお持ちであればごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

**会長(高本正彦君)** 島田委員、よろしいですか。はい、どうぞ神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。今、石川課長さんがおっしゃった、27回の資料というのは、この 28回の 資料をとじたものだと思うんですけれども、6項目目のところでしょうか。

# 会長(高本正彦君) 区画整理管理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** 今、そのファイルをお持ちであれば、ちょっとごらんいただきたいと思うんですけれども、「第1期審議会資料整理簿」というタイトルがついているものでございます。開いていただくと、整理簿ということで、ずっと1から番号がふってございまして、今、私が申し上げましたのは、第27回ということで、このインデックスで番号がふってありますが、7番というところでございます。特別処分地というところです。この内容が95条関係を図面に落として表示されているものが、この中に含まれてございますので、これに関連した資料5には分譲マンションの宅地の取り扱いということでございますけれども、これらが関連しているものでございます。これについては2期の委員さんには当初、これについてもお配りをさせていただいておりますので、今お持ちであれば、参考にごらんいただきたいということでございます。

会長(高本正彦君) 神屋敷委員、よろしいでしょうか。

**委員(神屋敷和子君)** 分譲マンション取り扱いというのは、図面とかが入ったやつですか。すみません。石川課長さんがおっしゃったのは、多分、特別処分地とか、特別処分地、分譲マンション・宅地における取り扱い方針に基づく該当地というだけなんだと思うんですね。それで、前回も島田委員さんが堅固なマンションは、まだたくさんあるということで、1 期のときには全部で 30 近くでしたっけ、あるのを図に……。31、32 かな。33 かな、それを地図に落としたものと、一覧表、建ペイ率とか床面積が書いたのは、まだ渡っていないわけですかね。

#### 会長(高本正彦君) 区画整理管理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** 今、神屋敷委員のおっしゃっている内容でございますけれども、既にお配りさせていただいている資料は、今のファイルのおっしゃるとおり、ナンバー5番、分譲マンションの宅地における取り扱い方針、第27回審議会のほうで諮問をさせていただいたものでございます。それから、関連して7番になりますけれども、特別処分地ということで、この中にも「分譲マンションの宅地における取り扱い方針」に基づく該当地ということで、図面を提示させていただいております。

いずれにいたしましても、この件につきましては、第 1 期審議会で、第 27 回になりますけれども、ご審議、諮問をさせていただいて、審議いただいて、決定をいただいている事項でございます。

以上でございます。

#### 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** すみません、よくわからないんですけど、結局、地図に落としたものとか、一覧表なんかも、前回、私言ったと思うんですけれども、とじたファイル、そのファイルの中に、やっぱり大事なのでとじるべきなんだろうなと思うんですね。追加して、そうしないと、ちょっとよくわからないと思うんですよ。

それとあともう一つなんですけれども、第1期のときに、水道道路とか、マック羽村コート2とか、私道の取り扱いに基づく該当地とか、幾つか2回、特別宅地を何回かに分けて答申していると思うんですね。その答申文なんですけれども、平成19年11月26日に水道道路、マック羽村コート2、私道の取り扱いについては答申を出しているんですけれども、「該当地については各種取り扱い方針を明確にすることを前提条件に付して、換地設計において換地・地積等に特別の考慮を払うことに同意いたします」という文章になっているんですね。

そのとき、私たち、私なんかはまだ時期尚早で、ほかの資料が整っていないから、もう少し、これは答申という段階ではないと言ったんですけれども、ほかの委員さんからも、小宮委員さんなんかも他のマンションは後から出てくるという形で、どんどんそういう形で、後から出てくるというので、同意してほしいというのは、ちょっとあまりにもというようなご意見があって、会長さんのほうから、マンションは後々禍根を地域で残さないものにするために基準を示して、審議会でもんでもらって、西口はいろいろな反省を踏まえて、選挙で選ばれた皆さんが議論し、基準をつくってもらって、さらにまた議論するという形で了承していただきたいというような話があったんですね。

この私道の取り扱いに関しても、ここに私道がありますという図面も、多分、2期に新しくなった方の資料には入っていないんじゃないかと思うんですけれども、そういうのなんかも、やっぱり具体的な街区の話に入る前に、もう一度おさらいというんじゃないんですけれども、わかる形にしないといけないと思うんですね。お墓のこともそうだし。

お墓のことに関しても、その私道に関しても、随分いろいろな審議委員さんから意見が出ていて、地権者から質問されたときにわかる形にしていなければいけないし、お墓なんか公平であるということが、3つのやり方があるんですけど、お墓は。わかる形にしなきゃいけないということが出ていたり、あと私道のことに関しても、まだ二項道路になるんじゃないかという道路があるんじゃないんですかというふうに地権者のほうから入ってきて、それをこの席で言って、多分、それは市のほうの出した資料とは違って、二項道路だったということが後でわかったということがあるんですけど、その3つの水道道路、墓地、マック羽村コート2、そういうものの特別宅地に答申を出したときの段階でも、まだ、この羽村駅西口の事業の段階では、そういう段階で答申を出しているんですね。だから、1期の方はちょっとわからないかもしれないけれども、まだあいまいな形のまま来ている。常に会長さんが言うのは、換地を切る前に、そういうルールとか要領をつくらない、つくるべきであるというふうにお話はしていると思うんですけれども。

# 会長(高本正彦君) よろしいですか。

私が発言するのも変な話かもわかりませんけれども、私も過去の経験からして、今、神屋敷委員がおっしゃった宅地は、いわゆる区画整理のあれは何で決めたか、ちょっと失念しているんですけれども、特別な換地ということで、一定の普通の換地と評価を特別にしましょうと。ただし、政策的なんかで当然整理するんですけれども、例えば減歩をかけないと、かけることによってその機能が失われるような施設に対する土地は、減歩はかけないとか、そういったような形で、特別な換地を幾つか定めて、それはなんて言うんでしょうか、当然、公共の施設とか、公に役立っているものとか、そういったものがその該当になるんですけれども、今おっしゃったように、まさにそういうことかなという感じが聞きながらしていたんです。

そのときに、マンションとか、固い建物はどうするかというのは、議論して決めなければいけないんでしょうけれども、そんなようなこともあり得るということをちょっと議長でありながら発言させていただいて、大変恐縮ですけれども、そんなようなことだいうふうにと思います。ただ、ちゃんとして、市のほうからの回答を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** ただいま、神屋敷委員から、るるご説明をいただいておりますけれども、神屋敷委員みずからも言われているように、第1期の中で、それぞれですね、私道の取り扱い、あるいは分譲マンションの取り扱い等につきましては、ご理解をいただいているものを含めて、一定の取り扱い基準等については、答申をいただいているところでございますので、その答申に基づきまして、現在、換地の設計の見直しを行っていると。

ただ、神屋敷委員が言われるように、細部にわたっていろいろなご指摘もあろうかと思いますけれども、今後もそういうふうな形がある場合には、換地設計の見直しの中でご指摘をいただければ、改めてそういうふうな点についても対応していきたいと思っておりますけれども、基本的には第1期の区画整理審議会の中で、それぞれの取り扱いにつきましては一定の取り決めをされているというような形で、私どもも事業を進めているところでございます。以上です。

## 会長(高本正彦君) どうぞ、神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4 番・神屋敷なんですけれども、何ていうんですかね、すべてあいまいなまま換地の今度のいろいろ街区ごとの個々の説明に入ってしまうというと、何か何がどう基準がきちっとあって、我々がどう意見を言ったらいいかというのがわからないまま行っちゃうと思うんですね。私はここに書いてあるとおり、各種取り扱い方針を明確にすることということを前提にして、答申が出されたんだと思うんです。それで、例えば墓地なんかも、あのとき示された富士見霊園に行っている墓地が、多くなっているというお話もちょっと市のほうから聞いたんですけれども、そうすると、私たち1期のほうに報告した墓地の禅林寺さんの横のほうのお墓に行くというのと、菩提寺に行くというのと、富士見霊園に行くのと、3 種類の数がまた違ってきているし、先ほども言ったんですけど、私道の取り扱いもきちっと整理しなければいけない。その換地の個々の話に入る前に、いろいろなものを整理して、審議委員がわかる形にしなければいけないんだと思うんですね。

この間配られた、この参考資料 4 なんですけれども、この資料はあってはいいと思います。ただ、この参考資料 4 には、どう扱われたのかというのが書いていないんですね。あのときも、1 期のときもいろいろ滝島委員さんからも、減歩なしの場合、施行者の、何ていうか、ほかのところに影響がどうなるのかとか、いろいろご質問があったりしているんですけど、地積と位置、それから清算金の関係でどうなってくるのか、そういうものが何も審議委員がわからないで、意見が言えるものなのかなと思うんです。

だから、そういうものをはっきりしないで、すぐ一つ一つの個々のこの換地はこれでいいわ、この換地はちょっと間違っているんじゃないみたいなことが、すごく言えるかどうか、責任を感じるというか、不安なんですよね。そういうものをはっきり決めないといけないと思うんですけど。

#### 会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** これからお願いをしていくのはご承知のとおり、換地設計の修正の、各ブロックごとに見ていっていただくわけでございますけれども、審議委員の皆さんに、一人一人の画地について、これがいいとか悪いとかという判断ではなくて、相対的に今まで議論をいただいてきた、そのさまざまな取り扱い基準に照らして、これはこうではないですかという意見を伺う。

基本的にはもう平成 20 年の 2 月から 3 月にかけて、第 1 回目の換地設計案はお示しをしているわけでございますから、そのときに、今言われている意見というのは、もしそうであるならば、1 回目の意見のときに、第 1 期審議会のときに、今言われている内容については議論をいただいて、修正案を出す前に、1 回目の換地設計案をもうお示しをしているわけですから、これからそれについて修正を加えましたという報告をさせていただいて、それについて、今言われているような意見を含めて、見直しの中で、意見を述べられて、どうしていくかということを 2 期の中で決めていくという形で進めているわけですから、その入り口の前で、また第 1 回目の換地設計案についての取り扱いについてどうのと言われても、今までそれで進めてきたわけですから、今後、そういう形の進め方の中で、今、神屋敷委員が言われている、考えられている視点から意見をいただければ、対応できるものという形で考えております。

# 会長(高本正彦君) ほかに。島谷委員。

## 委員(島谷晴朗君) 3番・島谷。

いいですか、今。ちょっと整理させてもらいます。今、神屋敷委員のお話で、この資料は我々と同じものが新しい方に 行っているんですね。同じものが、はい。

それから、この特別処分地については、墓地だとか、それから今の3棟のマンション、いろいろ出ています。それについては考慮を払うというような形になって出ているんですよ。考慮を払うといっても、中身がさっぱりわかっていない。だから、そういう中身がわからないで、我々は審議できるかということを今言っているんですよ。考慮を払うということになっているんですよ。

だから、先ほど会長がですね、その考慮の中身について、ちょっと触れられたんだろうと思います。例えば減歩のことだとか、あるいは清算金はどういうふうにするんだとか、そういうような考慮を払うような中身があるに違いなんですよ。そういうことも決めないで、とっとことっとこやって、はい、それはこれからの換地については、皆さんのご意見を言って、修正の中で、それは示していきます。示していきますなんて、考慮を払うといった中身がわからないで、何をどう修正。そういう説明がちゃんとできるかどうかですよね。そう思いませんか。だから、今のような説明が必要だと言っているわけですよ。

だから、そこのところをほかのものにすりかえているような気がして仕方がない。だから、考慮を払うんだったら、中身をちゃんと示しなさい。どういう考慮があるんだと。減歩のことなのか、清算金のことなのか、それから墓地のことなんかでもそうですよね。墓地だって、今、富士見に行っているけれども、富士見に行っている人たちはどういう考慮を払ったのかということは何もわかっていない。そういう、実際は何もわかっていないですよ、私たちには。そのことをわかっていらっしゃるんですかね、担当者の方は。1期から審議委員をやっていらっしゃる方、そこのところいかがでしょうか。僕の言っていることはおかしいでしょうかね。補足していただきたいと思います。

**会長(高本正彦君)** 施行者のほうで、今のご意見に対してさらに補足説明がございますか。事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 各段階におきまして、この区画整理事業を進めていく段階において、現在は換地設計を修正しているわけですから、修正の中で、じゃ、どういうな形で考慮を加えたかとかという話というのは、少なくとも換地設計上の中で、設計上、現位置換地にしましたよという形について、これは堅固な建物ですから、そういう考慮を加えて現位置換地をこの3つに対してはしましたと。それ以外の堅固な建物につきましては、これを現位置換地に仮にしたときには、ほかとの精査で、整合性が図れない点があるので、そういう点も含めてということで申し上げているだけで、そういう形を1つに言えば、考慮している部分の中です。

清算金の話にどんどん行ってしまいますけれども、清算金のときには清算金に、じゃ、どういう考慮を加えるのかは、その時点で対応しなければ、今の時点で清算金はこうしますよということは、現段階で申し上げることはできませんというふうに申し上げているわけです。今はあくまでも換地設計の見直しの修正作業の段階ですから、今後、その段階の中で、こういう堅固な建物が出たけれども、どうなのかという質問をいただければ、周辺のバランス感覚の中で、これこれこういう考慮をして、こういうふうに決めましたと、見直しを行いましたというふうにお答えをしてまいりますので、今の段階の中で、何に何を考慮したのかというふうな質問をされても、なかなかそれは答えにくいということでございます。

## 会長(高本正彦君) どうぞ、神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4 番・神屋敷です。でも、今度、私たち審議委員が意見を言うときに、またそういう建物が出てくるということですよね。可能性があると。そのときに、何を基準として私たち審議委員が、それで特別宅地にしていいんじゃないかとか、そういうことを決めるかという物差し的なルールというんですか、そういうものが単に堅固だからとか、そういうものなのか、容積率とかそういうものなのか、そこのところが例えば違反建築になるからなのか、そういうことがはっきりしていないと、意見が言えないから、答申を出したということで終わっているんじゃなくて、3月3日の見直し方針案もそうなんですけど、まだまだこれから明確にしていかなければいけないということを前提に、答申を出しているから、換地を切る前に、それをはっきりしてくれということを言っているんです。

## 会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** ですから、平成 20 年のときに、第 1 回のそういうふうなお話も含めて、換地設計 (案)をお示ししているわけですね。少なくとも。ですから、これからお示しをするわけではなくて、第 1 回の換地設計 (案)を今言われているような視点を含めて、少なくとも私ども施行者として換地設計をお示しをしているわけですよね。 今、神屋敷委員が言われている、例えば建ペイ率、容積率の問題だとか、用途の問題なんかも、1 つの考慮すべき要素だ というふうには認識をしております。そういうものを含めて、20 年のときに換地をお示しを権利者のほうはしているわけですから。これからそれに対して出された意見・要望を踏まえて、修正案をここで作成しましたので、これからその中に 重ねてお話をしていけばいいことではないんでしょうかと思っているんですけど。

#### 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** だから、そのときに私たちがそれが妥当なものなのか、妥当でないのかというのは、何を基準として見分ければいいかということがわからない。そういう、ここに書いてあるんだけど、取り扱い方針を明確にして、 換地を切るに当たってくれと言われても、それが明確でないとできない。

#### 会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** ですから、今後、換地設計の見直しを行ってまいりますけれども、その中でですね、 換地設計でいろいろと考慮した部分のいろいろな視点が出てくると思います。 そういうものについては換地設計基準等に 基づきまして、すべてお示しをしていきますし、回答もしてまいりますので、その時点で、これこれこういうのはどうな んですかという質問をいただければ、お答えはいたします。そういうふうに今申し上げているわけですから、今の段階で、 どこの場所がどういうふうな形の視点で、お話をされてもですね、これから見直しをしていくブロックの中で、いろいろ なバランスがあって、これは現位置で残すべきだったんじゃないかとかという意見も、後から出てくると思います。 そう いう形の中で、各ブロックごとの見直しの中で、そういうご意見をいただければ、明確に私ども、設計をもとにした、基本的な根拠をもとにお話をしていきたいというふうにお答えをしたいと思います。

## 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷ですけれども、何か阿部課長さんの話って、すりかえがあって、市からそういう案を出されたときに、私たちがそれが妥当であるか、特別宅地って、特別の考慮を払う宅地にするかどうかというのを決める、その物差しがない。その物差しをつくってくださいというふうに前の答申案でも言っていますよということなんですね。ちょっと幾ら言ってもわからないので、この全体的な資料について、私の意見を言わせていただきます。

私、ずっとこのカラー刷りの参考図面1とかそういうのをずっと見てきたんですけれども、結局ですね、ほんとうに私たちがこれから審議委員として、一人一人の生活にかかわるような市街地ですしね、1 平米減らされただけでも車がとまらなくなる家もあるだろうし、そんな中で、いろいろ意見を言っていく責任を持たされるわけですよ。そのときに、どういう資料が必要かと考えたんです。ここに出された資料はほとんど役に立たない、はっきり言って。

一番大事なのはですね、例えばこの間の小宮委員さんからもお話があったと思うんですけれども、隅切りを 5m から 3m にしたとか、6m 道路を 5m 道路にして、面積がどう使われるんですかと言ったら、全体的なものの話じゃなくて、その街区で、ここが多くなった、減らされたという話になるんですと言ったんですけれども、そうじゃなくて、全体的なその図面を私たちがどう、その分がどういう形で使われていったのかということとか、それから図面ですよね。これから決めると言いますけれども、これから審議会委員さんに審議してもらって決めるとおっしゃいますけれども、結局、出すわけですよ、想定図を、一つ一つのエリアブロックに関して。その全体の図面を見ないと、なかなかブロックの意見って、言えないと思うんですよね、つながっているわけですから。

例えば、JR の横の特殊道路、ああいうのなんかも一番こっちまで来ているのかとか、ハケのところの 8m 道路、どうなっているのかとか、幾つか変更したところがあるというところにとどめていますけど、全体の動線というんですか、そういうのがわからなければ、意見を言えないと思うんです。パズル遊びじゃないわけですから、一つ一つのブロックをああだ、こうだとやっていって、最後にできた図面が実はこうでしたよ、みたいな、そういう形のまちづくりの話の持っていき方というのは、私はおかしいと思うんですね。

ですから、今、審議委員が責任を持った意見を言えるために必要なのは想定でもいいから、市が出したその図面、道路図面。それと、この間の前回で、黒木委員さんもおっしゃっていたけど、減歩率なんかも、想定のもあるはずですよ。全部計算して、はめ込んでいった。そうじゃなければおかしいじゃないですか。計算してはめ込んでいって、こういうのができましたけど、どうですかと、皆さん、ご意見を言ってくださいと、ここはこういうふうになりました、ああいうふうになりましたって説明があるんだと思うんですけれども、想定の減歩のものを括弧づきでもいいから入れて、1次案、2次案はこう違っているというものを示していただく。そういうものがないと、責任持てる意見って、私は言えないと思いますよ。

それから宅盤の話もそうです。エリアごとに説明してから最後に、決まってから審議委員にその図面を見せる。そうじゃなくて、宅盤の話も全体の図面が最初に必要なんですよ。

## 会長(高本正彦君) 神屋敷委員続けて・・・。

**委員(神屋敷和子君)** だから、一番大事な、これから審議委員が意見を言うために必要なのは、その全体の宅盤の CG の図面であるとか、全体がわかる道路、それからあと路線価の話、それから飛換地の考え方がというのが、前、図面で出ていましたけど、どう大きく飛んだところで、こういう飛び方があって、用途地域がこうなのだと。市案として、今決まっているのはこうなのですとか、そういう全体的な、総合的な資料がここにまずなければだめなんだと思うんです。どうですか。

**会長(高本正彦君)** 神屋敷委員からいろいろとご意見が出たんですけれども、それについて施行者のほうの考え方、よろしくお願いします。区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 今のご指摘をいただいた点につきましては、当然対応していくという話は、前回の 審議会の中でも申し上げているつもりでございますし、今後の審議会の中では資料として提示をしてまいります。 以上です。

**会長(高本正彦君)** 大変申しわけないんですけれども、開会して、神屋敷委員のご質問がずっと大変多く、それはそれで活発でよろしいんですけれども、あと一、二問ということで、ほかの委員の方にもご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。神屋敷委員、今のことについて。

**委員(神屋敷和子君)** 今の確認ですけれども、そういう全体の図面を最初に出していただけるということですね。路 線価図。路線価図の説明も全然受けていませんよね、審議委員で。非常に用途地域と絡んでいて、羽村駅西口の場合は難 しいので。それから飛換地がすごく大きく飛んでいるところ、六町なんかでも、矢印で図面に説明がありました。それから宅盤の話、それから道路街区、区画道路がどうなって、どういうふうな位置になったかとか、そういうような説明をまず最初にしてくださるということでよろしいですね。

会長(高本正彦君) 施行者のほうから。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 換地設計の見直しに際してですね、必要な書類については、当然提示をしてまいりますけれども、第3回のときの黒木委員の質問にもお答えをしましたように、現段階の路線価等につきまして、路線価図を示すというのは、もう決めてある話ですので、それは示すことはできますけれども、減歩のお話になってまいりますと、最終的に公共施設が決まりませんと、その数値的なものについても、数字がずれてまいりますので、その点についてはご理解をいただきたいのと、当然、全体の街区図、道路網図はお示しをしますので、そういうふうな流れの中で、必要なものは提示をしてまいります。ただ、今現段階で決定をされないものにつきましての数字を出すというのは、なかなか難しいので、その点はご理解をいただきたいと思います。

会長(高本正彦君) 本当、手短にお願いします。

**委員(神屋敷和子君)** すみません、その減歩率のことなんですけれども、今、多分想定ではあると思うんですね。もし決まらないというか、いろいろ道路がいじられて、最終的に面積が出てきて、そこで決まってくるということですね。そういたしましたら、前回の説明では、地権者の方にはそれをお示ししますと言って、審議委員には示すと言っていなかったんですけれども、もちろんそれは、全体の従前と従後、面積とか減歩率がこうなりましたということで、1次と2次と、何ていうんですか比較したものが地権者に示される前に示されるということでは、それは大丈夫なわけですね。以上です。

会長(高本正彦君) 事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 区画整理事業課長。最終的にですね、先ほど言われた隅切りの問題ですとか、道路延長の問題だとか、今、私有地が先行取得をしているものの、数字的な整理が終われば、最終的な換地の修正案についてですね、これですとほぼ確定をする段階になれば、当然、計算はできると思っていますので、その点については、個々の権利者のですね、減歩率はどうのこうのというふうにお示しすることが果たしてよろしいのかどうかは、なかなか難しい問題もありますけれども、減歩率全体を出して、平均減歩率はこうですよという形については、資料提供はできるというふうに思っております。

委員(島谷晴朗君) ちょっと今のに関連して。

会長(高本正彦君) 島谷委員。

# **委員(島谷晴朗君)** 3番・島谷です。

今の阿部課長のお話を聞いていて、その減歩率は個々の問題だとおっしゃるけれども、しかし、そういうことはもちろん将来的に変化するであろうと思います。道路が狭くなったり、ある部分は広くなったりすると、当然、減歩率が変わってくる、そういう予想はたちますよね、我々素人でも。でも、それを個々の問題として示すかどうかわかりませんじゃなくて、そういうものもやはり示してほしいですね。僕はそう思いますね。例えば、なぜ僕はこういうことを言うかといいますと、大体、この区画整理という、この公共事業は、それぞれ権利者のそれぞれの権利の、お互いの相関関係で成り立っているところがあります。

だから例えば、極端な例で言えば、今、市は先行取得で、権利者の負担を軽くするからということで、先行取得をやっていますけれども、そういうことでも、やはりお互いに市と、それから権利者との間の相互関係で、負担がどういうふうに軽くなるのかどうかと、そういうことが図られていくわけですよ。ですから、そういうことも含めて、やはりこの公共事業というのは、もうできるだけ、できるだけじゃなくて、ほとんどすべてですね、プライバシーに関係するところじゃなくて、公共事業そのものがそういう情報の公開ということを前提にしないとやっていけないのではないかと。これは非常に重要なことなんですね。

例えば意思形成過程のものは公開できませんなんて言うけれども、意思形成過程のものであっても、やはりそれは公開すべきであると。それの実際的なところは、大きな図面になって、換地の指定図がもうできているわけですよ。それ、みんな必要な人は市のほうから率先してコピーして、100円で売ってくださったんです。おそらく 100円ではコピーできないと思うんですが、高いところは市が負担してくださっているんですけれども、そういうような積極的に公開してくださる。そういう事実はあるんです。これだって意思形成過程ですよ。将来変わる可能性はあるんですから。修正すると言うわけですからね。だから、何も極端に意思形成過程は個人情報に属するから言えませんとか、そういうことじゃなくて、実際に市も率先してやっているわけでしてね。

そういうようなことも考え合わせれば、減歩なんていうものは、これ、非常に基本的なところ、この区画整理にとって は基本的なところですよね。清算金については、指数で出すようにしてありますけれども、そういうようなことを僕はな ぜできないのかなと、いつも不思議に思いますね。実際にですね、そういう意思形成過程のものもたくさん今も出してい るんですよ。我々のこの資料だって、どう変わるかわからないんですからね。そういうことをちょっと職員の方々に認識 していただきたいと、僕は思っています。

**会長(高本正彦君)** ちょっと待ってください。今の島谷さん、答弁が要ります?

**委員(島谷晴朗君)** いや、できるだけそれを実行していただきたい。

会長(高本正彦君) 要望でよろしいですか。

委員(島谷晴朗君) きつい要望ですね。

会長(高本正彦君) ちょっと私の経験をあれしていただいてよろしいでしょうか。今、まさにそのお話が出たので、私どもが東京都でやっていたときに、おっしゃるとおり、いろいろとそういった問題がずっとあったんですけどね。ある地区では、住民の方々にできるだけ情報公開をしろということも含めて、できるだけ数字やなんかをですね、公開というか、もちろん公開というのはオープンにするんじゃなくて、個人個人に対するあなたのあれはこういった形ですよ、というようなことの説明はできるだけするようにしてということで、多分、羽村市さんのほうでも、そういうことをやっていらっしゃると思いますけれども、やっぱり一定の限度がある中で、できるだけお互いに理解し合うということは大事だというふうに思いますので、よろしくお願いします。会長が言う話じゃないのかもわかりませんけれども。

**委員(島谷晴朗君)** わかりました。それで、私がこういうことを申し上げますのは、ごめんなさい、3番・島谷。この区画整理には区画整理法として縦覧の制度があるんですよね。縦覧の制度が。それを一番最後にするとか、何もそれを都合上、一番最後に縦覧しているんでしょうけれども、何も前のほうに縦覧したって、それは構わないわけですよ、やってもね。それはもう実務上の話なのであって、このいわゆる縦覧制度があるということは、もっと踏み込んで言えば、そういう公開してやることなんだよということの意味だと、僕は実は思っている。だから、そういうことをもとにして考えれば、だから減歩だとかなんていうことは、お互いに知っていてもよろしいのではないかということです。やはり根拠はそこにあるんですね。

**会長(高本正彦君)** 施行者側、今のことで何かコメントがございますか。事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 島谷委員さんの意見としてはそういう考えだということについては、私どものほうとしても、今、聞きとどめさせていただきますけれども、あくまでも、私が申し上げているのは、私ども羽村市が定めている個人情報の取り扱いについてですね、それに照らして対応してまいりますというふうに申し上げているだけで、島谷さんのそういうふうな形の考え方について、意見、異論があるわけでは決してございません。ただ、私ども羽村市としては、こういう取り扱いの中で、そういう対応をしてまいりますというふうに答えをさせていただいているところです。

会長(高本正彦君) はい、別な意見ですか。

委員(神屋敷和子君) いや、それの続きです。

会長(高本正彦君) 関連ですか。

委員(神屋敷和子君) はい。

会長(高本正彦君) じゃ、手短にお願いします。島谷委員

委員(神屋敷和子君) 4番・神屋敷です。

会長(高本正彦君) ごめんなさい、失礼しました。

**委員(神屋敷和子君)** 2 次案ができたときに、どうして減歩率がそこに書かれないのか、ここの参考資料の図面 9 は、減歩率が書いてあるわけですよね、1 次の。その 2 次で完成した場合に、そこに減歩率が書かれないというのは、ものすごく片手落ちなんだと思うんですよね。審議委員としても、減歩率とかそういうのを見ていくということは、照応の原則や、いろいろな面からすごく大事なことで、それを見て、また意見を言うという段階がないと、ある方はすごく減歩が多

くて、これはどういうことになっていたのということとか、出てきますよね。1 次のは、ここにちゃんと減歩率が載っていて、これは公開というか、資料として出せるのに、2 次の減歩がこういう形では出せないという理由は、ちゃんと審議委員として検算もしなければいけないだろうし、検討しなきゃいけないと思うんですけど、何の理由があるのかなと思うのですけど。

**会長(高本正彦君)** ごめんなさい、冒頭で名前を間違いまして、大変失礼しました。区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 今ご指摘いただいたように、この資料の 1 次案の整理表の中では、今、ご指摘をいただいたように、1 次案に示した減歩率等については、当然書かせていただきますし、お示しをしました。2 次案はそれで決定をしているわけではございませんので、最終的に固まった段階で、もう一度計算をし直しますので、そのときには、ここに例えば入れることはできますけれども、その今回の資料の中で、見直しをする 1 次案、2 次案を比較するときには、想定をしていますので、2 次案の想定の資料の中には減歩率は入れていませんよということです。1 次案の資料については、もう現在示していますから、1 次案の資料の中にはすべて数字は入っておりますし。ですから、2 次案がこれで行きますよと言ったときに、改めて回して減歩率を算出をするという考え方ですから、その過程のときのあれは、それで決定をしているわけではないので、想定の数値は入れていかないということです。

会長(高本正彦君) どうぞ、武政委員。

**委員(武政健太郎君)** 9番・武政です。

島谷さんと神屋敷さんの意見を聞いていますと、もう既に2次案で決定されてしまって、これで行っちゃうんじゃないかという、そういうご心配をされているのではないかと思うんですが、私はその示された案に対して、どういうふうに換地を決めたのかという、そのあれを聞いて、それに我々が答えると、これはちゃんとしっかり設計していないじゃないかと、そういうのがここの審議会の務めじゃないのかなと、私は思うんですけど、それはその基準というものをはっきりしなければ、何か意見が言えないというようなお話をしていましたけど、私は個々の換地をする方がですね、しっかりその了解をもらっていればいいのかなというようには思うんですが、それはその務めをしているか、していないかというのが、一番問題じゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

会長(高本正彦君) ただいまの武政委員のご意見に対して、何か施行者側でございますか。区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 今、武政委員からご指摘をいただいたように、まさしくこれからそういうふうな形の提示をしますし、それに対してご意見をいただくという形の姿勢でおりますので、そのような考え方で、私どもはよろしいと思っております。

**会長(高本正彦君)** ちょっとお待ちください。ごめんなさい、ちょっと見えないんです。

委員(吉永 功君) 6番・吉永。

会長(高本正彦君) 吉永委員。

**委員(吉永功君)** きょうは継続審議ということでですね、いろいろなご意見が出されているわけですが、できましたら、これは個々にお話が出てきますと、まことにもう膨大なことがあるわけでございますので、やはり新しい換地設計、これについて、当局からどういうような内容の手順で説明をするかという、具体的な話に触れていただきまして、例えば6 ブロックに分けての説明をいたしますというふうなことでございますけれども、街路とか、そういう大きな公園とかいうようなことにつきましては、ブロックごとの説明では、非常に関連性、関連がはっきりしないというようなこともございますので、そういったことの基本的な説明をしていただきまして、どういう形で今後進めていくかということを具体的に入っていく中でですね、そして個々の意見がいろいろあるということにつきましては、またその時点で意見を出し合って、そして審議を進めていくということにしていただければと思います。

これは、2 次案の換地設計見直しですね、多くの方が意見書を出しておられるわけですので、こういったことがどうなっているのか、果たして進んでいるのかどうかというようなことを心配されているようですが、これは大変な作業量があるわけですから、期間もかかっているので、十分な調整をされた後のものができているわけですね。ですから、我々はやはりそういったものを早く示していただいて、それに対しての意見を述べていくように、少しでも先に展開をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。ぜひ、ご意見はいろいろあろうかと思いますが、そういった中で、これからの検討の中でも、市当局のほうからは、その意見に対しましていろいろまたご説明をしていただきたいと思っておりますが、よろしくお願いしたいと思います。

**会長(高本正彦君)** ありがとうございました。ただいまの件で、施行者側はよろしいですか。事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 前回の第3回のときにも、資料で、参考資料8以降でですね、私ども担当の山﨑のほうからご説明を申し上げたとおり、今、吉永委員が言われるような内容を含めまして、できるだけ資料提供に努めながら、先ほど神屋敷委員が言われたような資料も含めてですね、審議に入っていただければと思っています。 以上です。

会長(高本正彦君) よろしいですか。小宮委員。

**委員(小宮國暉君)** 7番・小宮です。先ほどからの議論の中でも、また従来から権利者の方がですね、非常に不安に思っているというか、この先どうなるんだろうというふうなことの中にですね、用途地域というものが大きく、こんなに多くの家屋が、あるいは敷地がですね、飛ぶ、移動すると、換地されるということに関しての、なぜという疑問を持っているわけですね。それのなぜという疑問に答えるには、今までの用途地域がこういうことで、次のいわゆるまちづくりに当然ながら影響する、次の用途地域はこういうふうになるんですよという、わかりやすい絵柄がですね、用途地域のあれはあることはあるんですね。しかし重ね図、今までがこういう用途地域で、今度のまちが全部ぶっ壊してやり直すと一緒ですから、今度の新しいまちがこういうことですよというふうなことが、皆さん一人一人の方が、地権者の方がおおむねわかるようなものでないと、やはり、どうしてコンクリートの建物を動かすのなんていうのは、だれが考えてもわからないですよ。6階建ての、あるいは4階建てのビルをですね、敷地を動かしたら、当然ながら、これはつくり直しになりますよね。道路づけは変わるわ。

どうしてそこまでお金をかけざるを得ないの。どうしてそういうことをやるのという疑問に答えるには、用途地域がこうなるから、もう新しいまちには今の建物はそぐわないんだと。違法になっちゃうんだと。置いておかれないんだと。だから、こちらへ動かすんだというふうな説明というんですか、ご理解を得るためには、そういうことを皆さんにですね、大きな図面なら図面、比較的大きいですよ。大きな図面でやらないとわかりませんから、重ね図ですよ。今の現状がこうで、次のまちづくりがこうだという、その形が、施行者が考えている、あるいは今までの過程の中で考えられているまちづくりのイメージとか、もちろんその具体的な用途地域だとか。それが全部減歩率の計算、あるいは個々のですね、宅地形状に全部当てはまっていくわけですね。そういったやっぱりわかりやすい資料をつくられてはいかがかなと、早急につくられてですね。まずその1点をちょっとお伺いしたいと思います。つくってくださるのかどうか。

#### 会長(高本正彦君) 事業課長どうぞ。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 先ほど、このパンフレットも見ていただいたと思いますけれども、パンフレットの中ではですね、用途地域の見直しの市案という形で、これはもう既にお示しをしています。これはあくまでも市案でございますので、将来的にこれに向けての都市計画決定の手続というのは、また別部門できちっと対応していきますけれども、私どもが権利者の皆さんにお示ししているのは、この市案をパンフレットを通して、あるいは情報紙「まちなみ」の8号でももう既にお示しをしています。これを今回の参考資料の中でもお示ししたように、今、小宮委員が言われるように、現状の用途がこういうふうに変わる。それによって、先ほど島田委員が言われていたように、堅固の建物の建ペイ率、容積率だとか、減歩の問題で建てかえができなくなるとかといういろいろな問題が出てまいります。そういうようなものについては、当然、新しい市案に重ねて、こういうふうな用途地域が決められていることについては、資料として当然お示しをして進めていかなければ、今言われるような議論には入っていけないということについては、認識をしております。

# 会長(高本正彦君) 小宮委員。

**委員(小宮國暉君)** 7番・小宮。前からこういう形の中でお示ししていると、「まちなみ」にも、それは私はよくわかっております。しかし、これではわかりにくいということなんですよ、小さ過ぎて。重ね図というものとですね、今度の新しいまちのものの経緯がわからないと、違いがわからないと、なかなか一般の人には理解できないですよ。だから、このくらいの大きさでですね、今示しているのは、この紙の紙面のわずか 10 分の 1 ぐらいの大きさですよ。これが最も大きな影響を示しているわけですね、まちづくりには。

どう、このまちをつくり上げていくのかというのは、用途地域が一番関係するんです。ここを商業地域にしましょう。ここは今まで近隣商業だったものを住宅地にしましょう。ここは近隣商業で、既存の道路に面したところは近隣商業だった。しかし、今度は新しいまちでは住宅地にしましょう。だから近隣商業で建った建物は、近隣商業のほうへ移す。これは照応の原則ですか、そんなことで、そういうことをやらざるを得ない。そういう経緯、あるいは説明はやはり全体をこのぐらいの大きさの地図に、私は落としていただきたい。案ですよ。案で結構なんです。決定できませんから。事業計画が済むまで、換地設計案がちゃんと承認されない限り、用途地域は後回しになってきちゃうわけなんですね。それは経緯はわかっていますけれども、まず案として、このぐらいの地図に落としてですね、皆さんにご理解を求めるというか、施行者側の考えを示すと、これが重要だと私は思っているんですが、その辺、従来どおり、この紙でもう配っているからいいんだということであれば、それでお答え願いたいと思います。

# 会長(高本正彦君) 事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 用途地域の紙面を大きくして云々というような形であるならば、今後審議会の中でですね、A0 判にしてお示しをすることについて、何の抵抗もございませんので、当然作成をしていけということであれば、もちろん。そういうのがなくて、あくまでも私が申し上げているのは、こういう市案が発表されていますよということをお答え申し上げただけでありまして、今後、審議会に A0 判で、全部の街区の用途地域がわかるような資料提示をしろということであるならば、当然、私どももそういうような形については提示をしてまいりたいと考えておりますので、今回いただいたご意見に対しましてですね、次回の審議会のときに、A0 判の用途地域の図面を作成して、わかるようにお示しをしたいというふうに思っております。

#### 会長(高本正彦君) 小宮委員。

# 委員(小宮國暉君) わかりました。

次に2点目なんですけれども、前回の第1期の最後のときに両論併記という形で、市に示されたと思いますね。その中にですね、私が言及しているんですけれども、今度の換地設計見直し案については、方針ももちろんのことなんですが、方針はここで示されて、決定したと。見直しの方針とあわせて実施要領ですね。間口形状はこうします、ああします、検討しますということだけで、具体的な数値的なあれがないわけですね。今のはやりの言葉で言えば、マニフェストがないんですよ。こういう形で、ここからここまでの基準で、間口を考えますよと。

例えばあるお宅はですね、4割ぐらい間口が減っちゃっているんですよ、この前、昨年示された案ですよ。だから家が入るとか入らないとか、あるいはこれじゃ、生活ができないとかいう大きな吹き出物が出るんです。だから、間口については少なくともプラスマイナスがあると思います。それを15%だとか、1割以内にしましょうとか、そういうふうな設計要領ですね、実施要領。方針はこれで決定したというのなら、それで私どもは多少のあれはあったとしても、方針ですから、これについては私は了解しますけれども、実施要領の段階で、やはりこういうふうな要領で見直しをしたよということが必要なんじゃないかなと。じゃないと、相変わらず30%も減らされた人、あるいは10%増えた人。道路づけがですね、それが公平と言えるのかな。公平というのか、そういうふうに言えるのかなというのは、私は非常に疑問に思っているんですよ。だから、そこの辺をやっぱり今度の見直し案、換地設計の見直し案の具体的な絵柄が出るときに、こういう基準でやりましたというのを示していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 会長(高本正彦君) 事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 先般、第3回のときに、基本方針についてのあり方につきましては説明をさせていただいて、その後ですね、私のほうから隅切りの話を含めてですね、ご説明を申し上げたところでございます。今ご指摘をいただいたように、間口・奥行きに関する意見というのは大変多かったというのも事実でございます。それを踏まえてですね、当然設計の見直しというか、修正を行っておりますので、その修正に対する基本的な考え方についての、要領までいくのかどうかは別として、そういう基本的な考え方についてを取りまとめたものについての考え方を示したものについては、当然、お示しをしませんと、言葉だけでわからなくなってしまう。そういうことになりますので、前回もそういうふうな形の趣旨も含めて説明はしておりますので、そういうようなものについて、改めて要領を定めるとか云々とか別としてですね、お示しをしていく考えでおりますので、ご提示をさせていただければと思っています。

会長(高本正彦君) よろしいですか。

委員(小宮國暉君) はい。

**会長(高本正彦君)** ちょっとお待ちください。何かほかの方でご意見がある方、ご質問がある方はいらっしゃいませんか。それでは神屋敷委員、手が挙がりました。どうぞ。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。今、小宮委員さんのおっしゃったように、間口と奥行きの率ですよね。資料3のところには、間口のことが出ているんですけれども、バランスを検討とか、そういうのもやっぱりきちっとしたそういうものがないと、なかなか意見を言うといっても、いろいろ事例が示された中で、非常に窮屈なところを見逃してしまったりとか、そういうことが出てくると思うので、私もそういうものは必要だと思います。

それで、資料4のところに書いてある、資料4の裏ですね。この日照のところ、道路づきの道路に対する宅地の向きというので、東西南北、南と東と西と北の順で、優先順位を決めるというようなことが書いてあるんですけれども、こういうのも、係数でやるのでしょうか。それから、その下に従前の隣接地に建物がなく、日照が確保されていて、換地のときにも日照のよいところを望む者もあるが、要望に沿うのは難しいと書いてあるんですけれども、これ以前、1期のときに、権利者さんからの意見書の中で、日照係数というんですか、日照とかやっぱり騒音とか、そういうのはきちっと係数であらわしていかないとだめなんじゃないかなと思うんですね。沿線から30mの間は修正係数がかかる沿線のJRのはあるんで

すけれども、行って実験してみると、ほんとうに 1m 近寄っただけでも音がすごくうるさくなるというのもあるので、やは り騒音係数とか、日照係数とかそういうのはきちっと数値ではかってあげるというのがいいんじゃないかと思うんですけ れども、どうなんでしょうか。

# 会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 今、日照に関する係数の扱いとかというものについては、参考にそういうふうな意見があるというのはお聞きをしておきますけれども、実際にこの係数云々というような形になりますと、ご承知のとおり評価委員会の評価委員のほうにも、そういうようなお話の提示はしますけれども、実際にはかるかどうかというのは、今の段階でお答えをすることは、なかなか私のほうとしてですね、こうしていきますよというのは申し上げにくいところでございます。

今言われる、あくまでも換地の設計の見直しに当たっての基本的な考え方については、日照についてはこういうふうな形で、東西の云々というような形で資料にも提示をさせていただいたような見直しの仕方で進めていきますよということについて、それについてどうだったのかというふうな形については、換地に関してそういう説明はきちっとしていきたいと思っていますけれども、実際に、じゃ、それに係数を加えてどうのというふうな形まで反映をしたものではないということだけはご理解をいただきたいと思います。

# 会長(高本正彦君) よろしいですか。神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。やはり、今非常にいい状況で住んでいらっしゃる方がたくさんいるので、 東西南北だけがすべてじゃないというんですか、だから街区づけが非常に難しい碁盤の目になっているので、そういう事 例が出てくるので、やはりそういうことは羽村市のほうで、施行者のほうできちっと救済するという方向を考えていかな いといけないと思います。

もう一つ、先ほど武政委員さんのほうからちょっとお話が出ちゃったので、私、中断しちゃったんですけれども、1次での減歩率が出て、結局、ここで次の案が出て、いろいろ皆さんが意見を言って、決まってきますよね。決まってきたその 2次案というのは、この 1次案で発表されたみたいに、審議委員のほうにもこういう結果になりましたというのは、当然出てくるということで理解してよろしいでしょうか。

# 会長(高本正彦君) 施行者側、いかがですか。どうぞ、事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 先ほどもお答えしましたように、同じような回答になろうかと思いますけれども、あくまでも第2次案が最終的にこういうふうな形で、骨子として固まった段階においては、今言われたような対応はしますと。ただ、もう一つだけ、環境、今の現状の環境を担保してという話、これはですね、たまたま今、従前地の目の前が空地であって、日照がいいという理論と、換地設計上の話と、これは一緒にすることはなかなか難しい。これはご理解いただけると思いますけれども、あくまでも現状は従前地に今お住まいの環境の中で、例えば農家、畑があったり、緑地があったり云々だというふうな形で日当たりがいいというものの、そういう環境要素的なものについては、大変難しい問題ですので、あくまでも今の画地に対して、新しく換地設計の見直しの中に対して、見直しをどういうふうにして行ってきたかというプロセスをお話ししますけれども、要素的なものについては含まれていませんので、その点はご理解をいただきたい。

つまり、A さんが隣に広い土地があったから、また A さんの隣に広い土地があるか。それは換地の仕組みの中で、変わったケースですので、その要素は含まれていないということはご理解いただきたいと思います。

#### 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。ご理解いただきたいと言われても、何でそんな被害をこうむらなきゃならないのかなと、私は思うんですね。それで、一番のその元凶というんですか、一番の諸悪の根源というのが、皆さん、見ていただきたいんですけれども、参考図面1なんですよ。参考図面1、この図面のところに、総合的なまちづくりの概念、ここにかかわってくるんですよ。ここの下を見ると、これは阿部課長さんから前回、以前から出しているパンフレットなんですけれどもということで、取り立てて新しいことはないお話があったんですけれども、良好な公共空間を創出して、住環境の確保によって、公共の福祉の増進を進めることを目指し、その安全性、快適性、利便性にすぐれ、景観に配慮した総合的なまちづくりを上図の概念に基づき整備をすること自体に問題があるんですよ。

私、前回、言ったんですけれども、多くの審議委員の方から、あれだけ権利者から意見が出て、大きく見直さなければいけないのではないかというような意見も出たり、都市計画道路をいじらなきゃならない可能性も出てくるんじゃないかというようなご意見が出たにもかかわらず、また同じような格子状のものを出してきている。その資料のほうに書いてありますよね。格子状を基本とすると。そこのところにね問題があるんですよ。もう、これに理念が感じられないんですよね。

それで、田園調布なんか、ちゃんと斜めの道路で、そのままでいいのに、何で羽村が悪いのかというふうによく言われる。河岸段丘なんだから、高低差があるんだから、斜めに上がってきてちょうどいいわけなんだから、何でこの街並みを生かしたものをつくれないのかとか、この碁盤の目の図面に対して、必要性が感じられない住民がたくさんいるんですよ。だから、看板もおりないし、反対は増えていっているんですよ。

ですから、この安全性、快適性、利便性、景観に配慮したというのが、この図面でできるわけがないんですよ。これをいろいろな人に見せると、ああ、これは住んでいない人がつくった、ここで生活していない人がつくった図面だね。だから、何でこういう今の生活に即した、適したものを生かしたものに、いろいろな住民や地権者から意見が出てきているわけですから、それに沿って考えれば、日照の問題は片づくんですよ。また、だから市のほうはいろいろおっしゃると思うんです。三角の土地が出てくるとか。三角の土地は今もあるわけですよ、新奥多摩街道沿いに。それは土地の交換やなんかでもできるかもしれないし、今の道路を生かした図面にしていけば、日照の問題はもうほとんどなくなるし、堅固なマンションの話もなくなるんですよ。何が何でも、この碁盤の目を押しつけることによって、どこが景観に配慮していて、利便性で快適性、安全性なのかというのを、幾ら市が説明しても、それを納得する人はいないに等しい、近いですよ。そこのところに問題がある。この問題を抱えたまま、いろいろなところを小手先でいじっても、反対の人数って減らないんですよ。

私、五百何十名から意見が出て、多くの意見が出てきたときに、やはりこの図面を皆さんがどうしたらいいかということから、この審議会で考えていくことが大事なんじゃないか。だから、権能の範囲を広げるということにもかかわってくるんですよ。そういうことなしで、ただただこれを押しつけて、日照は悪くなるけど我慢しろ。JRの線路に近づくけど我慢しろ。そういうことって、何で言えるんでしょうかねって、私は思っちゃうんですね。だから、日照の問題一つとっても、きちっと住民が納得する理論と計算というんですか、そういうものを示さないと納得できないんですよ。どうでしょうか。

会長(高本正彦君) 施行者のほうでご発言がありますか。区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 神屋敷委員の意見として承らせていただきたいと思います。

会長(高本正彦君) ほかにご質問、ご意見。島谷委員。

**委員(島谷晴朗君)** 3番・島谷。600名の意見・要望書が出ました。要望書の中は、3項目ありまして、1が形状ですか、2が地積、3がその他というふうになっていましたね、項目ね。1、2は非常に具体的ですから、意見を書きやすい。が、その他にですね、いわゆる形状だとか、地積と関係のないことをたくさん書いた人がおられます。その中には、今神屋敷委員の話されたようなことも書いた人がたくさんいます。したがって、要望書に3項目目のその他というあれですね。おそらく市のほうは、そこに書いてもらいたい意図があったのであろうと思いますが、それを受け取った住民はですね、だから1と2と、それに入らないところを自分の気持ちとして書いて、そういう中に今の神屋敷さんの言われたことなんかも書いた人もいますし、参考資料図10番、これの一番下のところで、青でその他、要望分類で、一番下ですねその他、事業の見直しなんて要望趣旨がそこに書いてあって、そして変更理由と変更概要等とあって、その換地設計に関する内容ではないと、検討適否はバツになっていますね。

僕はね、これを書いた方は、やはり心情として、この区画整理全体を見通して、反対だとかあるいは賛成だとか、そういう意見を述べていらっしゃるに違いないんですね。だけれども、受け取る市としては、施行者としては、これをその他の中の意見を自分たちの定規で分別しているわけですよ。これは換地に関係がない、これは換地に関係がある。あるものは、じゃ、採用しましょう。でも、書いた人はですね、そういう換地に関係があるものを書けというふうには思っていないんですね。その他と書いてありますから。だから、そういう心情を訴えたりなんかするわけです。

で、僕がお聞きしたいのは、じゃ、換地に関係のない、この一番下の事業の見直しというようなことを書いた人のその他の意見はどういうふうに処理していらっしゃるんですか。それをちょっと伺いたいです。

会長(高本正彦君) 施行者側、どなたか答弁できます。都市整備部参事。

**都市整備部参事(柴田満行君)** 換地設計案に対する意見・要望ということで、これは市議会のほうでも一般質問などでもいただいてございまして、事業に関する内容とか、いろいろその換地設計以外の部分のご意見もいただいております。 それについては個別にですね、回答をさせていただいております。 昨年の12月22日、そして6月の議会でもご質問をいただいて、その後、8月31日までにですね、それぞれそのような、それぞれの内容について施行者として現段階で回答できる内容については、一応滞りなく事務的には回答をさせていただいているというような状況でございます。 以上でございます。

会長(高本正彦君) 島谷委員。

**委員(島谷晴朗君)** 3番・島谷です。今の柴田参事の回答で、そうしますと、各個人にそれぞれの要望について、そ

の市の考え方をいわゆる換地に関連のないところについては、それぞれの個々人の要望について、個々に説明、文書か何かで説明を出していらっしゃるわけですね。

## 会長(高本正彦君) 柴田参事。

**都市整備部参事(柴田満行君)** 島谷委員からのご質問でございますが、昨年の12月22日というふうに申しましたが、それとことしの6月5日にも反対の会の皆さん方から、権利者の皆さんから個別の回答の個々具体のご回答をということでいただいておりまして、8月の末までにですね、これらについて回答をさせていただいているというような内容でございます。これは、市議会と審議会とは別ではございますが、一般質問の中でも回答させていただいておりまして、その部分については、私ども施行者としてはお答えをしていると。ただ、事業についての見直しとかいろいろご意見はあったのは承知してございます。ただ、施行者としては将来の都市基盤整備というのは必要な事業でございますので、そういうふうな形の中で、それぞれご回答を施行者としてさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

## 会長(高本正彦君) 島谷委員。

**委員(島谷晴朗君)** 3 番・島谷です。いや、僕はその回答のことは伺っておりましたが、共通、いわゆるその回答を寄せられた方々の意見を集約して、その中の共通したものについて文書で出したというふうに伺っておりますが、その共通したということと、個々に回答した、その説明そのものが共通項目の中のものを回答したということになるのですか、そこのところは……。僕のほうの質問の仕方が悪いなと思っていますが、いわゆるその他の中に出ております共通項目を選んで、その共通項目を個々の方々にお知らせしたということですか。もう少し詳しく言いますと、A、B、C さんはこのところで共通項目だから、A、B、C さんにはイの回答。それから、D、E、Fの人たちには、その共通項目がそろって、そこにロの回答をする、そういうやり方ですか。

## 会長(高本正彦君) 都市整備部参事。

**都市整備部参事(柴田満行君)** ご意見、ご要望の分析を私どもさせていただきましてですね、補償に関するご質問、いろいろな中身の問題があると思うんですね。清算金の問題とか、いろいろなご意見、ご要望もいただいております。それと具体的な工事の実施時期、いつごろになるんだろうというふうな、そういうふうなご質問もいただいてございました。そして事業の見直し等に関するご意見、パターン化といえばパターン化かもしれませんが、私ども施行者として大きく項目を分類させていただいた中でですね、個人個人にご回答をさせていただいております。一番最初、12月22日には権利者の皆さんへというようなことで、それでは個人の回答にはなっていないというような反対の会の皆さんからもご要望をいただいておりますので、この8月末ですね、この時期に個人個人のお名前をもって、私どもで分類した中で、今、施行者としてできるだけのご回答をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

# 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 今の続きなんですけれども、まず回答をまだもらっていないという方もよく聞いています。もう一度、市のほうも調べていただきたいと思います。要は、そういう方々の意見が生かされなかったということが問題なんだと思うんですね。今回も皆さんの青いところのそういうその他の意見は排除されてしまうということが問題なんだと思うんです。それで、何が何でもこの碁盤の目ということが基盤整備だと、市は思い込んでいるけれども、ほかのところで、別に碁盤の目じゃないところだって、あるわけですよ。

ちょっとここでお聞きしたいんですけれども、宅盤高のことでちょっと質問を受けたんですけど、その各画地の擁壁の造成とか、地盤というんですか、固まるまで、何年ぐらいかかるんでしょうかというような、それで造成の費用なんかはどういう形で市が負担して、市としてはどのぐらいのお金になるんでしょうかということなんですけど、これはわかりますでしょうかね。

#### 会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 現段階におきまして移転計画あるいは工事計画を策定をしておりませんから、今、概算でどのぐらいになりますよという形の回答はできませんけれども、当然、宅盤の問題等含めた段階で、移転計画あるいは工事計画の中で、行政側で対応していく。施行者のほうで対応していく。それに伴ってですね、極端な話、30cmのブロックと 60cm のブロック積みではそれの高さが違いますから、期間的なものも若干違うのであろうというふうには認識はしていますけれども、その時点において、必要に応じて対応していくという考えでございます。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。その例えば擁壁をつくったりするのは、市の費用のほうで出るということなんでしょうかね。ちょっとご質問をいただいたんですけど。

区画整理事業課長(阿部敏彦君) 費用的なものにつきましては、施行者で当然負担をしてまいります。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷なんですけれども、この件に関しても、画地の評価なんかも高低差の 0.98 係数掛けとか、いろいろなものを考慮しなければならなくなってくるんだと思うんですけれども、なおかつ造成とか地盤の固まるまで待つとすれば、仮住まいもどんどん長くなっていくだろうし、いろいろな意味でお金もかかっていくと思うんですね。それで、こういう問題が起きるというのも、このあえて碁盤の目にするということだと思うんです。既存の道を生かせば、すべてそれがいいかどうかわかりませんよ、もちろん。一部分的には街区を区切って、今のこういう形のほうがいいという場所も出てくるのかもわかりません。その辺は、この審議会で審議したことがないのでわかりませんけれども、いろんな意味でこの宅盤のこともそうだし、日当たりのこともそうだし、いろいろな意味で既存の道を生かすというふうないろいろな人の意見を得て、また審議委員の意見も得て、じゃ、ここの審議会で話し合ってみようというふうに思われなかったのか。それで、羽村市のほうとしては、施行者としては、基盤整備がこうだというふうに考えているということで終わらせてしまうというお考えなんでしょうか。

#### 会長(高本正彦君) 事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** ただいまのご質問でございますけれども、基本的に私ども、羽村駅西口土地区画整理事業というふうな形で、土地区画整理法に基づいて、この事業を進めてる側の立場の者でございますから、今の段階で現状云々とかというふうな形ではなくて、基本的に今まで、今日までですね積み重ねてきたこの土地区画整理事業の手法に基づいて対応していく。当然のことだというふうに認識をしております。

#### 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4 番・神屋敷ですけれども、区画整理にも今いろいろ出てきて、別に碁盤の目でなくてもいいし、沿道型というのもあるしということがあると思うんですけど、ここのところは平行線になってしまうし、時間の関係もあるので、ちょっとほかのことを聞きたいと思います。1 つ、宅盤高の説明なんですけれども、もう一度確認いたしますが、最初に今度いろいろ街区の話に入る前に宅盤高の CG とか立体図を見せてくださるというようなお話でしたね。それを1つ確認したいことと、先ほどの用途地域。用途地域が審議会、この区画整理審議会にもお諮りしてと、前回のところで言っているんですけれども、都の都市計画審議会にもかかると思うんですけれども、それがどこの段階に来るのかということ。それからあと事業計画の変更がどういうふうにここに、この資料 5 の進め方のところですけれども、関係してくるか教えていただきたいんですけど。

#### 会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 基本的に今の段階につきましては、あくまでも換地設計(案)を決定をしてくる、今手続中でございますから、これが、換地設計が決まらない限りは、当然先ほども小宮委員の質問があった用途地域の問題だとか、そういうふうなものを、そのときに今、神屋敷委員も言われたように、用途地域の決定については、都市計画審議会のほうにかかって、最終的には東京都で決定をしていただくという形になりますから、あくまでも区画整理事業については、これこれこういうふうな形で、換地設計が決定をされました。もう市案ももちろん出されていますし、パンフレットも述べている。これでいいかどうかという意見も当然、審議委員の方にお聞きをさせていただきますけれども、審議委員の意見はこうでしたという形はつけて、都市計画審議会のほうに諮っていくというふうになりますので、時期的にはこの換地設計案が決定以後に当然その手続をしていくことになりますし、それにあわせて今言われる事業計画につきましても、当然そういうふうな手続を踏んでいかなければいけない。

これは、事業計画は、当然、今後の工事計画あるいは移転計画、こういうようなものに伴って、最終的には計画を変更していきますから、用途地域の変更時期と、あるいは事業計画の変更時期がイコールかと言われると、これは若干ずれが出てくる。いずれにしても、換地設計の骨子が固まりませんと、次の用途地域の手続あるいは事業計画の変更手続には入っていけない。

もう一つは、今後、東京都からも指導があると思いますけれども、地区計画の問題があろうかと思うんですね。できる、できないは別として、これからのまちづくりの中で、地区計画制度を導入にしていく必要があるというふうに認識はしていますから、用途地域の見直しの中においては、そういう地区計画制度も導入してくる考えは、施行者としては持っています。ただ、それもあくまでも用途地域と地区計画は一体になって、決められてきますから、これは都市計画審議会にお諮りをして運営をしていくという形になりますので、そういうふうな時期的なものについても、骨子が固まった以降にそういう手続に入ってまいるということになります。

#### 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。そうすると、換地のことでいろいろ意見を言う段階では市案をもとにして 意見を言っていくということになるんですか。じゃ、変わるかもしれないけれども、市案をもとにして意見を言う。それ で、それの評価に基づいて評価は出されているということなんですか。

それとあと、事業計画の変更は全体がすべて決まってしまって、皆さんに発表して、それからまた意見書が来ますよね。 その後だということなんですかね。

#### 会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 今言われるとおりでございますね。そうでないと、すべてが決まった段階で意見書をいただきますよね。今度は意見書を1件1件、正式に審議会にかけて採択、不採択をしていく。これは前にも今後の進め方の中でもお話をしているように。採択をされたものについては、また見直しをしていくということになりますから。ですから、その要素を何回も繰り返して、最終的に計画を、骨子を決めて、それに用途地域を正式にかぶせて、地区計画はそこに入ってくると思いますけど、それで固まりますよね。そうすると、用途も移転のときに、例えば用途地域、その新しい用途に伴って、移転をいただくようになってまいりますから、そのときに建ペイ率、容積率はどうなっているかは別として、新しい用途の指定に基づいた建物を建てることができるだろうし、地区計画でこういう建物がいいですよ、だめですよという議論があれば、それも加味されていくと。その段階ですべて計算をしませんと、事業計画そのものの見直しというのは、なかなかいつの段階でやってもずれていってしまいますから、最終的にはそういうふうなものを相対的に動かし終わった段階で、事業計画を見直しをしていくという考え方ですね。それは神屋敷委員が言われているとおりだと思いますよ。

## 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。そうすると、移転やなんかがどこかで始まるとかそういうことの前の段階で、事業計画の変更とかそういうのはきちっとやっていくということですかね。

#### 会長(高本正彦君) 事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 建物の移転云々というのは、相対的に換地設計の骨子が固まった段階で、例えば暫定的に道路を入れていくとか、骨子が固まればですよ。個々の個人の意見の換地の見直しに対して意見・要望は出てきますけれども、全体の構成をされているほかの街路網については決定を全体的にはですよ、できますので、道路網の整備は暫定的にすることはできると思うんですよ。ただ移転は換地が決まらないと、A さんの換地はここですよ、その意見が出ている。そこで決めてしまうわけにはいかないので、換地の関係については、建物の移転工事となるわけですね。通常の街路工事、道路の築造工事はまた別の計画を立てていくということです。

いいですか。街区をつくっていくには道路がないと街区はできないわけですよね。ですから、移転をお願いするにして も、道路に新しい街路ができていて、画地形成ができて移転ですから、道路工事は最初に進めていきますよと。計画的に。 ただ移転工事は移転計画、建物の移転工事は換地が決まらないと移転ができないということです。よろしいですか。

# 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。そうすると、移転とか換地とかがみんな合意が得られた段階で、改めて全体の合意が得られた段階で、改めて事業計画の変更とかそういう話が出てくるということで、考えてよろしいんですか。

## 会長(高本正彦君) 事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 合意の上ではなくて、換地設計を施行者として決定をする。換地設計が最終的に意見をいただいて、見直しをして、審議会にかけて採択、不採択、そういう議論が終わった段階で、施行者として決定をしますから、それに合わせて移転計画を進めていくということです。すべての合意を得るというのはなかなか難しいというふうに認識していますよ、当然。反対をされている方もおられるし。あくまでも区画整理の施行者として、意見を聞いて審議会に諮って、採択、不採択の議論を経た後に決定をしますので、その後建物の移転計画を策定をして進めていくということです。その段階で、当然新たに事業計画も見直さなければいけないということになりますので。

#### 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷ですけれども、地権者さんなんかが一番そこのところが心配なところなんだと思

うんですけれども、すべていろいろな方たちがある程度の合意をこの審議会で、不採択、採択が決まりますよね。採択した場合には、いろいろな案で、そこのところは変わっていきますよね。それから不採択になった方にも合意が得られる形にしていくということがない限り、すごくどこかで工事が始まってしまったら、玉突き状態で、圧力が生まれるということはないんでしょうか。

#### 会長(高本正彦君) 事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 玉突きに進めて云々で、圧力をかけるわけではございませんで、あくまでも街区構成をしていくためには、街路部分、道路を築造していかなければ、街区そのものが構成されませんので、移転をするための準備としてはそういう工事を進めていくということは、事業の進捗を図る上では必要だというふうに思っていますけれども、圧力をかけるためにやるわけではございませんので、あくまでも、少なくともそういうふうなものについて、順番に進めていくという考え方です。

## 会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷ですけれども、でも、結果的にそういう状況を生まないようにやるのが施行者なんだと思うんですよね。やはりこれだけ図面に対しても苦しい批判がある中で、やっぱり移転の中で住民同士が圧力をかけ合ったり、苦しい状況にならないようにしていくのが、施行者の務めなんじゃないかと思うんですね。どうでしょうか。最後に……。

会長(高本正彦君) 傍聴者はお静かに願います。

委員(神屋敷和子君) 先ほど、一番最初のところに戻るんですけれども、じゃ、これから換地のこの意見を言う前にいろいろな資料を路線価、宅盤とか道路の街路の大きい図面とか、用途地域の図面とか、そういうのを示していただくということ。それから意見を言うときに、やはり冊子を、この28回の冊子なんですけれども、そこのところに赤道とか私道、前から言っているんですけれども、それから市が出した井戸・墓地の資料から按分の資料、用途地域の資料とか路線価の資料とか、堅固な建物とその一覧とか、飛換地がどういうところがこういうふうに用途地域の関係でなるよとか、その宅盤の立体図とか、そういうものをとじ合わせた1冊の資料をつくっていただいたほうが、1期の方はやっぱり質問が出てくると思うんですね。それから答申の文章とか、そういうのもきちっと入れて、1冊の本にしていただかないと、なかなか意見は言えないかなと思うんですけど。

会長(高本正彦君) 施行者側。区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 第3回のときにも同様の意見を言われているように思いますけれども、できるだけ 資料提供に努めていくのが私ども……。ただ、この前もお話をしたように、既に管理課のほうでもそういうふうな形で、 できるだけ資料を提供をしていくというふうにお答えはしているわけですから、今言われるようなものの意見を踏まえて 対応していく考えであります。

以上です。

会長(高本正彦君) 区画整理管理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** ただいまの神屋敷委員さんのほうからご質問のありました答申関係につきましても、2 期の審議会委員には当初、お配りをさせていただきまして、全体的なこれまでの経過を踏まえてご説明をさせていただいております。

以上です。

**委員(神屋敷和子君)** 資料はつくるんですよね、今おっしゃった。

会長(高本正彦君) 区画整理管理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** 私のほうで今、お答えをさせていただいているのは、答申関係の資料、これについては既にお渡ししてあると。2 期目の委員さんにもお渡ししてございます。そういうことでご説明をさせていただいたものでございます。

会長(高本正彦君) 島谷委員。

**委員(島谷晴朗君)** これ、字句ですね、統一したほうがいいと思いますのは、例えば参考図面の8なんかで、このブロックという意味でしょうね、これ、4 ブロックだとか1 ブロックだと。BL と書いてありますね。その前の図面の7、これ街区のことですよね。違うんですか。同じ。ブロックと街区は同じですね。BL というのはこれ、ブロックということですね。中のほうには街区と書いてあるが、街区のことですね。

**会長(高本正彦君)** どたなか回答いただけないですか。

委員(島谷晴朗君) ブロックですね。これからは街区というふうに統一……。

区画整理事業課長(阿部敏彦君) それがわかりやすいでしょうね。

**委員(島谷晴朗君)** それは、だって、例えば参考図面の7の場合は5街区と書いてある、こちらの……。会長よろしいですか。

会長(高本正彦君) どうぞ。

**委員(島谷晴朗君)** 3 番・島谷です。実はちょっとこの資料と離れるんですけれども、前回のときに、これからは非公開になるのが多くなる、あるいは非公開というような話で、それはその時々のあれで、審議委員会で諮るということになっているんですが、これがどうしても私には引っかかって仕方がないんですね。それの大きな理由は、施行者のほうの言う理由は、意思形成過程では開示しない、個人情報については開示しないと言うんですが、まず第1点で個人情報のどういうものを開示しないのか。個人情報だから開示しないというのは、ちょっとこれはおかしいわけですよ。個人情報でも開示しても、例えば氏名だとか住所とかそういうのはもう開示していいと思いますね。

その個人情報の中の当然、プライバシー関係については、個人情報保護条例では、4 項目ほど開示していけない、非公開にするということじゃなくて、もっと踏み込んで、収集してはいけないというふうになっていますね。ですから、収集してまでもいけないということになっているわけですが、これは個人情報としてはあり得ないわけですから、そういうルールといいますかね、どこでどういうふうにだれが判定をして、そしてその判定の基準のようなものがあるのかないのか、あったら教えてほしい。それが第1点。

それから第2点はですね、先ほども繰り返しになりますけれども、できるだけ意思形成過程のものであってもですね、出してほしいですよね。それは当然、今まではこういう説明でした。意思形成過程のものは、中身がどんどん変わっていくと。変わっていくものを出すわけにはいかないと。そういう過程のものは出せないということだったんですが、でも変わっていくものも出してしかるべきだと、僕は思うんですね。例えば国でやっております仕分け事業なんていうのは、あれは意思形成過程そのものですよね。ああいうのに出ると、ああこういうふうにして決まっていくのかというのは、国民にとって非常にわかりやすいわけですね。だから、私たちのこの審議会においても、できるだけそういう意思形成過程のものは出してほしい。それがいわゆる個人情報でということで、シャットアウトされるわけですから、それで第1点の何かルールがあったら、個人情報のどういうところが非開示になるのか。開示しちゃだめなのかということがまだよくわかりませんね。

それから、それで第2点目、第3点目ですけれども、実はそれで、この間の第2回のときには傍聴者が傍聴できなくなりました。そのときにやはり住民の方からえらい憤りの声を聞いたんですよ。いろいろなあれがありましたけれども、1つだけ申し上げますと、おれたち、ここの住民、地権者の方々が傍聴に来て追い出されたと。にもかかわらず、じゃ、新都市建設公社の職員はなぜ残っているんだと。なぜ出さないんだと。おれたちと一緒に。そういう怒りの声を聞きました。だから、それはどうして、じゃ、新都市建設公社、我々から言えば、業者の方ですよね。業者の方に何でそこに残っていなくちゃいけないのか。個人情報であれば、第三者の業者には出てもらうのが当たり前ではないかという意見です。そういうことで、怒りが。

もしもですね、そういう方がここにいるとするのであれば、何かそういうような扱い、契約書の中にあるというふうに 前には聞いておりますが、その契約書の中に細かく、だれとだれとだれが、じゃ、ここに入っているんだという、その個 人までもちゃんと指定してやっているのかと。この審議会。そういう指定された人でないと、新都市建設公社職員全員分 にこの個人情報が行き渡ってしまうということにならないのか。そういう心配もやっぱりなさるわけですね、わからない 者には。だから、こういうところをやはりわかるようにちょっと説明してもらえませんか。

#### 会長(高本正彦君) 管理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** ただいま、島谷委員からのご質問でございますけれども、個人情報の取り扱いにつきましては、前回の審議会でも、私のほうからその考え方について、施行者、あと事務局として妥当ではないかということでご説明をさせていただきます。この個人情報につきましては、第1期の審議会からも再三この議論がなされているところでございます。今回、改めて今のご質問にお答えをさせていただくとするならば、個人情報に個人に関する情報、これが個人情報保護条例で規定してございますが、特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別する

ことはできませんが、公にすることにより、なお個人の権利・利益を害するおそれがあるものということで定めてございます。したがって、前回から引き続いて今回、継続審議ということでご議論をいただいてございますけれども、資料の後半にあります調書につきましては、まさに個人名が載っていて、意見・要望が載ってまいります。これについては、まさしく個人のプライバシーの部分にかかるという考え方に立ってございます。

それから、なおかつは今、前回もご説明をさせていただいていますけれども、この個人情報保護条例の3条2項では、この実施機関の職員の位置づけをご説明させていただいています。これは区画整理審議会委員さんも実施機関の職員であるということで、これはですね、個人情報の取り扱いについては、十分ご注意いただく。適正な管理に努めていただくという状況も出てまいるものですから、審議会の中ではそういう取り扱いにしていただくのが妥当ではないかということでご説明をさせていただいております。

それから、2 つ目でございますが、公社の職員がなぜここに出て、その個人情報の取り扱いはどうなっているんだということでございますけれども、これはですね、区画整理審議会運営規則の第 10 条に職員等の出席ということで規定がございます。この中では、市職員、そして東京都新都市建設公社の職員及び会長が必要と認めた者は会議に出席をいただいて、議案について説明をし、これに伴う意見を述べることができるということで規定をいたしております。これにつきましては、新都市建設公社さんの公社の職員については、この規定によって出席を願っていると。なおかつ出席に当たっては、私どものほうからその依頼を申し上げて、出席を願っているというものでございます。

今、お話があったように、今後、じゃ、どなたが出席をされて、その説明なりご意見に対して説明を申し上げるかというようなところは、現段階、これまでについては、特段お名前は申し上げてございませんけれども、必要があれば、今後それらについても対応はしてまいりたいというふうに考えてございます。 以上です。

会長(高本正彦君) 島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 島谷です。

会長(高本正彦君) ちょっと、今の発言に対してですね。

**委員(島谷晴朗君)** はい。今の説明で、ちょっとこれ、時間が来てしまいましたので、簡単にあれしますが、個人情報として特定できるのは、それはいいんですけれども、それを非開示にするというのは、やはり非開示にするというところは、どうやって決めるんですかね。

会長(高本正彦君) 非公開ね。

**委員(島谷晴朗君)** ごめんなさい、非公開にするということですね。それをちょっともう一度お願いします。

会長(高本正彦君) 施行者側。

**区画整理管理課長(石川直人君)** ただいまご質問でございますが、個人情報というその定義につきましては、これまでもご説明申し上げておりますが、基本的には個人情報につきましては原則すべて非公開というのがその大前提にございます。審議会での公開・非公開につきましては、私どものほうでこれまでもご説明はさせていただき、ご提案はさせていただいていますけれども、施行者側がこれを非公開というふうに決められるものではございませんので、審議会の規則の中で、委員さんの意見を伺って、過半数の同意をいただかないと、会長が非公開にできないという規定がございます。これらについては審議会の中でご意見を伺っていただいた中で、決定をいただくものというふうに私どもでは考えてございます。以上でございます。

委員(島谷晴朗君) もう一つですね。

会長(高本正彦君) 島谷委員。

**委員(島谷晴朗君)** 今の公社の方ですね、公社の職員については、何かやはり市と、それから公社との間で、その契約関係で、そういう個人情報がしっかり守られているような、そういう何か細かな規定、仕様書のようなものがあるんですね。

会長(高本正彦君) 区画整理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** ただいまのご質問でございますが、当然、公社等の業務委託契約の中には、別紙をもってですけれども、その個人情報の取り扱いについては厳格に行うというような内容の手続はとってございます。なお

かつ、具体的にはちょっと私どもで今資料が手元にございませんが、新都市建設公社そのものも、受託に当たってはその 個人情報の取り扱いについては、内部できちっとした規定を持ってございますので、当然、そういった秘密に関すること については、その中で厳格に対応されるものというふうに考えてございます。 以上でございます。

**委員(島谷晴朗君)** その個人情報を扱う職員も限定してあるわけですね。それは公社のほうで限定するんですか。こちらが限定するんですか。市のほう。

会長(高本正彦君) 区画整理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** 先ほどもちょっとそれに触れさせていただきましたけれども、この審議会において、これまでの審議会においては、その新都市建設公社に出席をいただいてございますけれども、その職員は特にお名前を申し上げて、特定はこの中でしてございません。ただ、いつも出席されている職員は限定されています。なおかつ、公社職員もすべての職員がその個人情報の取り扱い、個人情報保護条例、私どもでは個人情報保護条例ですけれども、公社さんに内部のそういった規定の中できちっと守られているというものでございます。

**会長(高本正彦君)** そろそろ議論が尽きたようでございますが……。関連ですか。神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。ここの席で、これから情報公開をするか公開しないかが決まっていくんだと思うんですけれども、個人情報イコール非公開ということではもちろんなくて、特に区画整理というものは相対関係ができる事業でありますし、縦覧という制度があるということが大きいと思います。みんなが確認し合うような情報のオープン化というのが必要です。個人情報をすべて非公開にするということで、すべて市が都合の悪いものを排除していくという可能性があるんですね。見せないようにしていく。これが実はですね、34回の審議会委員に渡された議事録、それと一般用の閲覧用の議事録をちょっと取り寄せてみましたところ、非常にですね、個人情報とはかけ離れた今の実態を示した内容が全部削られているんですね。例えば吉永委員さんが言った市役所の説明と公社の説明が食い違っているとか、樹木のどうのこうのとか、この地域に帰ってきたいとか、もうほとんどは中身はしょって言いますけれども、そういうような実態ですよね。それから、柴田参事さんがお答えになった、1人で抱えないでやって、お手伝いをさせていただきますみたいな、いろいろなこの状況の実態というものが全部伏せられてしまって、黒塗りになっているんです。

こういうのは、やはりいろいろな地権者が見るときに、ああ、こういう実態があるんだということがわかるようにしなければいけないし、必要以上にこうやって伏せていくということ自体が、ますますこの羽村市が住民や地権者に秘密裏にものごとを進めていって、文章の下を読めば、え、何があったのかな、これって、逆にすごく不信を持たれるということにもなると思うので、非常にこの審議委員の方も一応閲覧用のものを取り寄せて、自分のどこがどういうふうに消されているかというのをご確認になったほうがよろしいと思います。それで、公開していくという、すべてオープン化、ほとんど、これは言っちゃいけないことだよなと、常識的なこと以外のことはすべて知らせていくという方向で行かないと、非常に不幸な状況が起き得るということを私の意見として伝えておきます。以上です。

**会長(高本正彦君)** いろいろと意見がございましたけれども、この際、公開・非公開についての……。いいですか。 意見が賛成・反対がありますので、今後、この審議会としてどういうふうに取り扱っていくかということについて委員の 皆さんの採決でもって決めさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

(「今ですか」「何が決まるんですか」と呼ぶ者あり)

会長(高本正彦君) 今、こういった要望の中で決めて、次回以降運用したいと。

**委員(神屋敷和子君)** すみません、ちょっと待ってください。先ほど、全体の宅盤の説明とか、全体の地図の説明とか、まずこの中に入る前に、そういう説明を資料として渡していただいて、その、事務局なんだと思うんですね。後ろにいらっしゃる石川課長さんたちは。ここは審議会の席です。審議会で決めたほうがいいと思います。権利者にすべてかかってくることですよ。生活に、ほんとうに命にもかかわることですよ。全体のそういう地図やなんかの説明もある。だから前回、会長さんがおっしゃったように、ここからは非公開だというところはあるかもしれません。いろいろ考え方はあると思いますけれども、そこで話し合って決めるべきだと思います。

会長(高本正彦君) ほかに委員さんのご意見はございますでしょうか。どうぞ。

**委員(武政健太郎君)** 今、公開・非公開の話があって、一応今の現時点でこれから非公開にしますか、公開にしますかという決をとるのは……。その内容を一応確認してから、その決をとるのは構わないと思うんですよ。何を非公開とい

うことでというあれで議決をとるのは差し支えない。

**会長(高本正彦君)** なるほどね。今、武政さんから、要は非公開、何の場合には非公開で、何の場合は公開だということを明らかにして、それで決めたらどうかというアドバイスをいただいたんですが、乱暴にここで次回から非公開・公開よと、確かに乱暴な発言だったと思いますし、ぜひ一回、当然非公開にしなくちゃならないものは、きちっとやらなくちゃいけないと思います。それ以外のものはすべてオープンにしていきたいというような気持ちがございますので、そういったことを踏まえてですね、次回、非公開、次回でいいの・・・。 何か次回以降、整理していかなくちゃいけない。それに当たりまして、今ご意見をいただいたんですけれども、ほかの委員さんでご意見がございますでしょうか。

**委員(中野恒雄君)** 2番・中野です。

会長(高本正彦君) ちょっとお待ちください。

**委員(中野恒雄君)** 私、前回の会議のときに、この場で賛否をとってくださいという話はしたんですけど、非常に端的な選択ということです。今回、今、会長さんがここで賛否をとりたいと言って、私は非常に結構なことであって、これは羽村の条例に基づくものですから、今後、・・・のいろいろな問題が出ますので、これが個人情報に完全に行くと思うので、これは絶対非公開ということです。そういう中でぜひとも今回、賛否をとっていただきたいと思います。そうすれば、今後のロードマップにのっとったいろいろな行事が進んでいくと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

会長(高本正彦君) 神屋敷さん。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷です。次回のその審議の内容とか説明資料の内容によって変わってくると思うんです。宅盤の話とか、全体道路図とか、そういうものとか、意見が分かれるところはあると思うんですけど、そこのところはここで、これは、というふうに話し合って決をとっていけばいいんだと思うんですね。だから、路線価の話とか、全体の用途地域がこうだというふうな話とか、細かいものの中に入る前の話というのは、もう相談しなくても、それはみんなが聞けるものだと思うんです。その後、そういうものが出てきたら、ここで話し合って決めていけばいいんだと思いますけれども。

会長(高本正彦君) 中野委員。

**委員(中野恒雄君)** 神屋敷さんとは、何か実際のこの説明もですね、あくまでもこれは資料ですから、第1次案をもとにつくられたものだと思うんですね。それで、これから出てくるものというのは2次案ですから、今後の1つの行き方ですから、そこで論をするわけですから、今のこの論をしていると、2次案を示されないと思うんですよね。ぜひとも、だからここで一応非公開の原則を出していただいて、賛否をとっていただいて、それでそうすれば、この次の1つのロードマップによって出てくると思うんですね。あくまでも仮想上の話を累々としていても前に進まないと思うんです。そういうことでぜひともとっていただきたいと思います。

会長(高本正彦君) ほかにご意見はございますか。

**委員(島谷晴朗君)** ロードマップどおりに進めるために非公開にしましょうなんて、そういう乱暴な話はちょっと理解しにくいですね。

会長(高本正彦君) 黒木さん。

**委員(黒木中君)** 前回からの継続審議ということで、前回、こういう一般的なお話をした後に、エリアごとだかブロックごとだかよくわかりませんけれども、その一度には全部できないので、順次資料、参考図面 10 にあるようなものも具体的なものを提示して、説明をここにされると。そういう段階になったときには個人情報になるので、規定から行くと多分、非公開になると決をとってのことですけど、規定から行くと多分非公開になるんだと思うんですけれども、前回、中野委員さんなんかからも質問があったときに、その宅盤面についてどうなっているんだと。きょうも神屋敷さんがおっしゃっていましたけれども。それはその全体的なこの説明の場でですね、個々のその案件に入る前に、説明をされるつもりなのか、施行者側としてですね。それとも具体的にその宅盤面にかかわるような、この間も話にありました、川崎地区とか、この下のほうのハケの上の地区とかですね、そういうところになったときにご説明をされるつもりなのか、もし、できればその全体的な宅盤面の話を1回していただいて、それから個々の話に入っていただくほうが、私なんかは進め方としていいかなとは思っているんですけれども、施行者側としてはこの間のお話をちょっと聞いて、私が受けた印象は、そこのそれに関係ある場面に来たらご説明をしますみたいな、そうは説明されなかったかもしれないんですけれども、印象としてそういうふうに思っていたんですね、なので、神屋敷さんが今日はそれを全体的に1回説明してもらえませんかみ

たいなお話がありましたので、そこの進め方を施行者側としてどういうふうにお考えになっているかをちょっとお伺いしたいなと思います。

## 会長(高本正彦君) 事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 進め方として、例えば全体の宅地盤面の高さの調査結果につきましてお示しをしていくというのは当然だというふうに思っていますので、それを最初の段階でお示しをするということは、示しはしますけれども、その調査結果そのものと、換地設計の各ブロックごとのエリアごとにですね、そういうようなものを照らしながら審議をしていただいたほうが、私どもとしては進めやすいんじゃないかという提案をしているだけで、換地設計上の中で行けば、全体設計図を見せますだとか、街路網図を見せます、宅地番の結果を見せますよと、それは資料として提示をすることについてはやぶさかではございませんけれども、そこに議論が加わるということの要素がないのかなというふうに受けとめていましたので、この前はブロックごとに順次進めていっていただければというご説明をしたところ。

議案、ですから、エリアごとに6つのエリアがございますから、ご説明したとおり、資料的に提示することについては やぶさかではございませんし、先ほど神屋敷委員が言われたような資料も用意をしておきますので、進め方の中で、その 内容を議論いただくわけではないと思いますので、私どもとしては、各エリアごとによって1ブロックから順次進めてい くということであります。

会長(高本正彦君) どうぞ。

委員(加藤照夫君) 個人情報の扱いのお話でよろしいですか。

会長(高本正彦君) はい。個人情報。

委員(加藤照夫君) 個人情報の話。公開・非公開の関係の話でいいですか。

**会長(高本正彦君)** ちょっとお待ち……。今、道路の宅盤なり、それをどうしようかということで、ちょっとお待ちください。

**委員(黒木中君)** 私がお伺いしたかったのは、今、お話にもありましたけれども、具体的な画地一つ一つのことに入っていくのであれば、この間おっしゃったように個人情報が絡んでくるので、そこに話を踏み入れたいと、そこの話をしていくんだということであれば、その段階から非公開の決をとって非公開にしなくてはいけないと思うんですけど、その前に、少なくとも私は宅盤の話は聞いてみたいなというふうに私自身は思っているものですから、全体的なですね。そこら辺を1回説明していただけるのか、それとももう順次その、さっきおっしゃったような形どおりで進めて、その関連のあるところに来たときに詳細な説明をしていただくのか、全体を、図面のそういうのを説明しても構わないというふうにさっきおっしゃったので、ただ、確かにそのブロックに関係ないところでその話を聞いても、具体的に云々ということはあまりならないんですが、ちょっと宅盤のことは心配なので、その件について全体的な説明は、ほかのことはともかくとして……。

遅くしたいと思っているんじゃないんですよね。これ、地権者の方々も、この審議会で、1回審議をしなければ、施行者側も手続として地権者側に示すことができない、個人個人に。事情はよくわかるので、早く審議を進めて、どんどん個々のものも進めていきたいと、そのほうがいいとは思うんですが、宅盤面のことについては、ちょっと全体的な説明を1回してもらえるとありがたいなと思うんですけど。

会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 先ほど申し上げたように、調査結果の1枚の図面をお示ししますので、そのときに当然、説明はさせていただきますけれども。だから、全体の宅盤の調査結果をご説明はいたしますから、それはそれとして当然説明しなければいけないことですので説明いたしますので。その中であわせて各ブロックごとに見ていっていただいたほうがよりわかるのではないですかということです。

**会長(高本正彦君)** その説明は次回の審議会とか、そういったところでいいですか。

区画整理事業課長(阿部敏彦君) はい、それは・・・。

会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

**委員(神屋敷和子君)** 4 番・神屋敷なんですけれども、全体的な質問ということもあると思うんですよね。全体にか

かわる宅盤のCGが1月にできるわけですよね、いろいろ立体図とか。そういうものの全体的な図面への質問というのもあると思うんですよ。まず、それを見てみないとわからないんですけど、何もそこからすべてということじゃなくてもきちっとそういう質問は受けて、全体的な話をわかってからじゃないと、中に入れないというふうに、私は思うんですけど。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** どういう宅地番の図面を想定されているのかわかりませんけれども、CG につきましては1月の末までには納期ですので、それ以降、納品され次第、それはお見せします。その前にもう宅盤上の数値は出ていますから、その資料は提供いたしますけれども、それに対して数値、実際に測量した数値結果をお見せするわけですから、高い低いという数字が出ている。

委員(神屋敷和子君) 立体図。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 立体図は1月の末に納品され次第、イメージ図はお見せしますというふうに申し上げているわけですから、数字が例えば1m違いますよ云々ということについての認識についての図面は当然お示ししますという。立体図は1月の末に納品され次第説明をしますよと。もう一度言っておきます。

会長(高本正彦君) 何か黒木さん、補足説明を。

**委員(黒木中君)** いやいや、よくわかりました。で、個々の説明に入りたいというふうに施行者側が思われるのは、できるだけ早く、今、換地設計、新しい案を示したものでつくった案をですね、地権者側の手元にお届けをしたいと思っていらっしゃるんでしょうから、次回から個々の案件に、ブロックごとに説明なさるのか、多分そういうふうになると思うんですけど、エリアごとですね。それに私は入っていただいていいと思うので、それはそれに入るということでしたら、当然、決をとった上で非公開にして、始めて構わないというふうに私は思います。

会長(高本正彦君) 今、黒木さんのほうから……。関連ですか。

**委員(島谷晴朗君)** 僕は今、黒木委員のおっしゃること、わかりますけれども、これは見直しに当たって考慮すべき 事項なんですよね。それで造成計画と、参考図面の6は。だから、これ、見直しをこのあれで、全体のこの地域の見直し すべき図面がまた新たに出てくるだろうと思うんですが、考慮すべき事項として造成計画が、これ行われていると、この 宅盤のところはね。だから、当然これは見直しをして、そしてその全体の図面が出てくるんだろうと。そうしないと、こ ちらは判断しようがありませんよね。だからそういうことなんでしょう。

**会長(高本正彦君)** 見直しというのはどういうことですか。

**委員(島谷晴朗君)** ここに「換地設計案の見直しに当たって考慮すべき事項」、これは出てくるはずなんですよ。

会長(高本正彦君) 宅盤そのものの計画は見直しそのままですよね。

**委員(島谷晴朗君)** ええ、換地の位置がここだから……。

会長(高本正彦君) だから今、その新しいところの……。

**委員(島谷晴朗君)** 宅盤に集約されてしまったけれども、その宅盤のところ1つとっても、これ、見直しに当たって 考慮するんですよね。考慮して、その全体図面を私たちに示してくださいということになって、それで出すと言っている わけでしょう。

会長(高本正彦君) 宅盤の全体図面ですか。

**委員(島谷晴朗君)** いや、宅盤も含めて。だって、そうしないと、何がどう見直しになったのかわからないじゃないですか。施行者側は個々の問題にかかわるんですか。

**会長(高本正彦君)** 施行者側、そこはよろしいですか。宅盤なり、そういった図面を皆さんにお渡しするという話になっているということなんですけれども。事業課長。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 宅地盤面の高さについての云々というのは、前から申し上げているように、この地 区には高低差がありますよという話をして、調査もしていますので、その調査結果をお示しをします。ただ、今言われる ように、換地の宅地盤面の高さはこうですよというのが、数字的にはもう出ていますので、それで当然見ていただいて構 わないと思います。ただ、イメージ的に川崎方面へ行けば行くほど低くなりますよということを申し上げているわけです が、それは立体的に見たほうがよりわかりやすいんじゃないですかということで、私も CG 画像を今お願いをしているところです。ただ、例えばいわゆる地区においては、そんなに高低差があるわけではないわけですね。ですから、順序立てて、そのブロックごとに資料は提供いたしますから、このブロックについては高低差はあまりありませんね、ということのブロックのエリアもあるわけですから、順次やっていっていただいて、必要なエリアのときについては、当然そういうのを見ながら、参考にしていただければというふうに考えているわけです。

委員(島谷晴朗君) それならわかりますよ。

会長(高本正彦君) ほかにございますか。

**委員(島谷晴朗君)** だから、したがって説明は聞きます。そしてもちろん質問もあります。だから、初めから非公開なんてしないで、その段階になったら非公開にすればいいじゃないですか。みんなの決をとって。そういうことじゃないですか。

会長(高本正彦君) 非公開って何が非公開なのかって……。

**委員(島谷晴朗君)** ごめんなさい。それと関係ないんですか、今、黒木さんのおっしゃったことは。

**委員(黒木中君)** いえ、そうなんですけど、今の説明で、私はよくわかったんですけど、個人情報にかかわる事が、かかわってくるようになるので、私は決をとって非公開のほうがいいと思っているんですね。で、あの今は全体的な漠然とした概論的なことですけれども、これから具体的に入っていって、宅盤面のことが大きくかかわってくるのは川崎地区のことで、1月中にはもっとわかりやすい CG、図面もできるということなので、川崎地区は、ほかのところもその1月末までに終わるかどうかわかりませんけれども、できるだけ早く、順次やっていっていただいたほうが、あまり時間をいたずらにとるのはどうかなと思うので、いいんじゃないでしょうかというふうに申し上げているんですけど、ご理解いただけないでしょうか。

会長(高本正彦君) 島田さん。

**委員(島田俊男君)** 今ですね、川崎地区だけだというんですけど、本町のほうもそうなんですよね、実際は。結構、 範囲が広いので、特定な地域だけということだと困るんです。

**委員(黒木中君)** すみません、一番高低差が大きいのは川崎地区なので。ただ、順次話は始めていって構わないんじゃないでしょうかということですね。その具体的な図面が必要な地区はそれができてからでもいいんじゃないでしょうかというふうに申し上げています。

会長(高本正彦君) 時間もそろそろ迫っているので、あと一、二問にお願いします。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷ですけど、何でそんなにこだわるのかわからないんですけれども、審議委員として頭の中に全体図というのがわかっていないと、その中の街区なんですよ。つながりがないわけじゃないわけですよ。だから、宅盤もそうだけど、道路網もそうだし、いろいろなその、位置関係というんですか、ほんとうは路線価図とか、そういうものを全部一度説明して、こういう状況になっていますという説明があって、中に入っていくならわかるんですけど、何か全然全体もわからないまま、ここの部分だけねという形でやっていくというのは、ちょっとまずいと思うんですよね。それにはやっぱり質問する人もいるだろうから、そういうのをやっていったらいいんじゃないか。ちゃんと、全体のをまずやってから、そんなに違わないと思うんですけどね、いつもと。

委員(武政健太郎君) 9番・武政です。

会長(高本正彦君) どうぞ。

**委員(武政健太郎君)** 個々に街区の説明をするなと、まず画地のあれからやりなさいという話なんですけど、私はどちらかといえば、黒木さんの言っているような方法でいいと思います。街区の説明をとにかく、それに沿って宅盤の説明も付随してやっていくのであれば、別に特に宅盤の説明をする必要はないと思いますし、それがわからないということじゃないと思います。その説明を順次、地域を追って順番にやっていけば済むことであるし、時間的な制約もそれでかなり助かるんじゃないかなというふうに思います。ここで決をとってもよろしいのかなと。だから、宅盤と一緒に説明をすると。そのときには非公開ということでよろしいかどうかというような決のとり方でもいいと思いますが。

#### 会長(高本正彦君) いかがですか。

**委員(島谷晴朗君)** ちょっとわからないんですが、宅盤の説明があるから、宅盤のときに非公開というのはどういうことか、ちょっとわからないんですけどね。やはり全体の図面、もっとはっきり言えば資料の4だとかですね資料の5、これはあるわけですよ、見直し。これを図面にしたらどうなるかというのを知りたいんですよ。資料4、資料5って、これ、ちゃんと意見、要望書にまとめて提出されているんです。これを図面にしたらどうなるんですかということを聞きたいんですよ、簡単に言えば。これが出てこないから追ってこうやってしているんですよ。その図面がね。そして、それから個々の街区に入るんですよ。

**会長(高本正彦君)** 資料4って、どれだったかな。ごめんなさい。いずれにしても、例えば土地を利用する、あるいは建物を建てるというのだって、グラウンドレベル、計画高が幾つになるか、どのぐらい高くなるか低くなるかとかですね、当然整地はその高さでやることになると思います。そうですよね。斜めのところは整地までは施行者がやるということで、換地を引き渡すという理解をしているので、それでいいんでしょうか。

**委員(島谷晴朗君)** この資料 4、資料 5 には宅盤のことは出ていないんですよ。出ていないんです。ここのところがでうすね、やはり今までの換地設計(案)の変更の概要ですから、それには宅盤高をこれにつけ加えてくださればね。

**会長(高本正彦君)** 特に南のほうが急斜面ですので、宅盤とかがその、道路に対してどういう数字づけになるかというのは、大変重要な観点だと思うんですよね。ですから、そこらあたりをそれぞれの権利者の方にどういう説明をしていくのかと。またその計画レベルをどういうふうに押さえていくかということも含めてですね、一度審議会の中でご説明いただくということでよろしいでしょうか。平らなところはそれほどあれなんですけど、特にここの地区は南側は大変急な状態にありますので、道路との関係を一般的な宅地の接道の仕方はどうなるかというのは、大変審議会としても重要な話だと思いますので、ぜひお願いしたいということを私からもお願いしたいんですが。都市整備部長。

都市整備部長(青木次郎君) 当然ですね、宅盤についての説明も、先ほど事業課長が申しておりますが、この審議会の冒頭もいろいろの審議がされて、あくまでもその見直した案、個々の画地についてご説明をしていきます。それというのは当然、全面道路との取り合いとかそういうような形になってきます。ですから、今後のですね審議会ではあくまでも個々の画地についてご説明をしていく。その中で全体的な宅盤のところも、道路のところもご説明していくようになります。ですから、次回からはすべて個別、いわゆる個々の画地についてご説明していくというふうな形になりますので、ここの審議会でですね、公開・非公開について決定していただきたいということです。

#### 会長(高本正彦君) どうぞ。

**委員(神屋敷和子君)** 4番・神屋敷ですけれども、その中に入っていくというのはわかるんですよ、わかるんですよ、 それは。だけど、その前に全体的なものがわからないで、どうやって意見が言えるのか。ちゃんとした全体的なものをま ず説明してくださいというだけの話じゃないですか。その全体的なものを話すときには、何も傍聴者はだめだ、何だとい うことは要らないんじゃないですかというだけの話じゃないですか。何でそんなにしょっぱなから、しょっぱなからって こだわるのかわからないんですけど。

**委員(島谷晴朗君)** いや、もうまるっきりその非公開を許さないとか何とか、そういうふうにとっているんだろうと 思うんだけれども、そんなことないですよ。だからまず、これ、見直しがあって、こういうのが図面にできるんだったら、 それを皆さんに、地権者の方々に示すわけでしょう。ですから、その示すものを我々に、審議委員には見せたっていいじゃないですか。

## 会長(高本正彦君) 黒木委員。

**委員(黒木中君)** 次回から、今、部長さんがおっしゃったように、個々の見直した案件のことについて説明をしていきたいということですよね。それで、私もですね、今回の見直しはいろいろな面で道路の形状も変わっていますし、6m だった道路が部分的にですけれども、5.5m になって、換地の減歩率なんかにも随分と影響が出ているだろうし、それから大分個々の意見書を取り上げて改善がされたんだというふうに思うんですね。それを早く審議会で、それに目を通してですね、意見を言って、それで待ち焦がれている地権者のところにそれをご提示するということはですね、やはりそれを速やかにやるというのは審議会の責務の1つじゃないかなと思うんですね。だから、いたずらに延ばすということじゃなくて……。いいですか。個々の案件に入っていただきたいなというふうに思うんですね。ですから、もう次回から個々のことを説明したいということであれば、そういうふうにしていただきたいなと思っているんですね。そういうふうになるとするならば、決をとって非公開で進めていくのもやむを得ないかなと、そういうふうに思っています。

#### 会長(高本正彦君) 7番・小宮委員。

**委員(小宮國暉君)** 皆さん方のご意見もそうなんですけれども、次回からどうのこうのという議論の前にですね。よろしいですか。この換地設計見直し方針とか、これを検討しますとかということが示されているわけですよ。しかし具体的な絵柄になっていないんですね。前回、第1回で示されたような、ここに何 m 道路が入りますよ。ここに公園ができますよ。しかし、この見直し案でそれがどう変わったのか。どこに視点を置いて、これが、こういう絵柄ができましたと。これは別に質疑応答は、私は一向に構わないと思うんですよ。しかし諮問事項でないとなったら、それはもう決定ですよ。それが諮問じゃないとおっしゃるんでしたら、権能がないと。

今の進め方もそうですよ。審議会の権能でないとなったら、今の言うとおりですよ、青木部長が言うとおり。個々にやりたい。だから非公開だ。権能がありますよ、私から言わせれば、審議会の。こういうことを。それを示して、この資料4ですか、資料4にこういうことを検討します、こういうことを対応しますと書いてあるわけです。しかし、具体的な絵柄がまだないんです、私どもには示されていないんです。これから、今つくっているところだと思う。それをやって、それでここの、じゃ、A街区から行きましょう、Bブロックから行きましょう。そういうことじゃないでしょうか。全体は部分であって、部分は全体ですよ。両方がかみ合わなければ、いきなり個々に入っていったって、これはまずいと私は思っていますよ。個は確かに全体です。個の集まりですから。しかし全体があって初めて個が出るんです。個と全体は融合しなくちゃなりません。そういう私の意見で、いかがでしょうか。

#### 会長(高本正彦君) 都市整備部長。

**都市整備部長(青木次郎君)** 資料 4 のいわゆる変更の概要についてというふうなことで文字になっています。これをですね、具体化したものが、いわゆる今回お示ししようとしている修正した設計案でございます。ですから、ですから、これはなぜかといいますと、いわゆる統一できないということがあるわけですね。個々の画地によってすべて違うわけですので。ですから、そこの中でご説明をさせていただきたいというふうなことを先ほど、冒頭も事業課長から説明をしたということでございます。

## 会長(高本正彦君) 管理課長。

**区画整理管理課長(石川直人君)** ただいまのご質問の中で、審議会委員さんの権能の部分で、これはすべて審議会委員さんには審議に必要な資料の提供ということで、これはすべてお示ししていくということでございますので、それについて非公開ということではございませんので、改めて申し上げさせていただきたいと思います。

会長(高本正彦君) 3番・島谷委員。

**委員(島谷晴朗君)** 個々の問題に入る前に、例えば街区の変更なんてあるわけでしょう。街区なんて、これ個々じゃないでしょう。

委員(小宮國暉君) 個々じゃないですよ。

**委員(島谷晴朗君)** ずうっとつながっているのに。何で個々になるんですかね。1 つの例としてね。だから、何で個々にこだわるのか。そのときにはそのときで、非公開にすればいいじゃないですか。まだそこの段階にまで行っていないんですよ、説明がまだ。だから、我々が言っているのは、例えば街路が変わったり、あるいは隅切りが変わったりしちゃ、これは個々の問題じゃなくて、そこの街路全部の人に影響することじゃないですか。だから、街区にすれば 2 つの街区、あるいは 3 つの街区にまたがるかもわからない。我々は見ていないから。そういうことだってあり得るわけですよね。

**会長(高本正彦君)** だからそれは換地設計を動かすことによって、街路は必然的に動きますよということだから、換地設計の説明のときに一体として説明される話なんですよね。

**委員(島谷晴朗君)** うん。だからそれは一般的でいいと僕は思うんです。特別な、特化しないで、一般的な説明として出されていいんですよ。そのことを言っているんです。

**会長(高本正彦君)** でも、一応審議会で諮っていただくということには変わりないと思いますけどね。事業計画の中身の変更ですからね。

**委員(島谷晴朗君)** それで、こういうことを僕は言われたほうが。今日はもうこれでしないで、次回、そういうことになったら、そこで諮ってください。

**会長(高本正彦君)** きっかけができて、次回という話が出たので、言葉が出たんですけれども、大分時間もオーバー

しておりまして、今日、いろいろと審議いただいて、私自身が今ここですべてを、何ていうんですか、まとめるわけにもいかないくらい、いろいろな意見が出て、大変感謝しております。議事録等々で、それぞれまた今日の確認をしていただきながら、また次回新しい議論に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。ちょっと発言を許しますから。ちょっと発言して。

委員(黒木中君) いいですか。

会長(高本正彦君) はい、どうぞ。

**委員(黒木中君)** そうなんですけれども、せっかくここまで皆さんのご意見をおっしゃったので、個々の説明を次回からしてもらいたいのか、それとももっと全体的な質問について詰めていきたいのか、審議委員さんがどう思っていらっしゃるかを一人一人聞くなり、手を挙げていただくなりして、個々の説明に入ってもらいたいという方がもし多いのであれば、次からは非公開にする内容だと思いますので、その件を、決をとっていただければいいんじゃないでしょうか。

会長(高本正彦君) という、今、黒木さんのほうからお話がございましたけれども、賛成……。え、ご意見ですか。

**委員(島田俊男君)** 私は全体図を示していただいて、皆さんの納得の上で、審議委員さんだけの納得でいいんですけど、了承を得てもらって、こういうことになるという説明をしていただいて、市から。それから、その後だったら、それが納得できたなら、個々に入って、そこからですね非公開ということなら、賛成するんですが、以前のその前の段階では公開でも別に構わないと思うんですね。

今がひとつ、私がちょっと疑心暗鬼なのは、先ほど何で堅固な建物にこだわっているかというと、道路がこういうふうに曲がっているんですよ。これ正常ではないですよね。ここは私はもう疑っているんです。とにかく市の方々を。だれかがここに、利害関係者がいるんじゃないか。だれもちょっとわからないんですけれども、これは私だけの考えかもしれませんけれども、普通は例えば道が真っすぐなんですね。青梅線に対して並行で。ここまでは並行で来ているんですよ。急に曲がるんですよね。それで、このマックコートのちょうど正面に道が通るようになっているんです。だからこんなことがあるといけないから、絶対に非公開でやると、闇の中でみんな決まったような疑いを受けちゃうんですよね。だから、ぜひとも公開の場で論議していただきたいんですけど。

会長(高本正彦君) 中野さん。

**委員(中野恒雄君)** 2番の中野です。今、島田さんの話だと、先ほど神屋敷さんのお話で、非常にグリッド上の開発に対して、非常に危惧している面があるんですけど、私もまちづくり委員会のときからですね、この道をどうするかということで、非常に曲がった道もいいんじゃないかということで、1つ残った道であって、そのときの1つの考えが残っていて、いい道だと私は自画自賛しているんですけど、そんないろいろな問題はちっとも含んでいないと私はそう思っていたんですけど、見方によってはいろいろ出てくるということ。

話はもとに戻りますけど、いろいろな先ほどロードマップという話をしたんですけど、そういう中で、これから進めていく、今も2次案を出したらというようなお話なんですけど、その2次案にはいろいろなもろもろの個人情報も入っていますので、ぜひとも今回ここで賛否をとっていただいて、次のステップに入っていきたいと私はそう思っているんですけど。黒木さんがよく細かい説明はしていただきましたから、同じような意見ですけど、ぜひともそういうふうにしたい。今日、賛否をとっていただきたいということです。

会長(高本正彦君) ありがとうございました。神屋敷さん。

**委員(神屋敷和子君)** 先ほどから言っているんですけれども、審議委員がやっぱり責任を持った意見を言うためには、どうしても全体図というのがわからないといろいろな高低差もそうだし、平面図的にもそうだし、どこの道がどこにどうつながっていくのかとか、行きどまりがないかとか、いろいろな道を、全体図をいろいろなものを見ていかないと、意見というのは、責任を持った意見は言えないと思うんですね。だからやはりそこの説明のところは別に非公開にしなくてもいい部分なので、そこの部分と、またその後個別のことに関して審議するんでしたら、そこで非公開・公開を話し合っていけばいいというふうに思っています。

以上です。

会長(高本正彦君) お願いします。

**委員(加藤照夫君)** 5 番・加藤ですけれども、今度の見直し案の、先ほど小宮委員のほうからありましたけれども、全体図というのはあってもいいのかな。今回の中で文章的に出ているだけですので、わかりにくい部分もありますけれども、全体図の提示によって非常に理解がしやすくなるというふうなこともあろうかと思うんですね。ただ、そこに全体図

を出すことによって、個々のそういった問題点が生じるようであれば、それはまた、そのときに提案していただければいいのだろうと思うんですけれども、全体図を出す、その変更案の概要というんでしょうか、全体がわかるのと、個別の内容ですね、変更案が提示されるのとはちょっと別問題かな、別次元かなというふうに個人的に思っていますけれども、それが、全体図が影響を及ぼすようであれば、それはまたそれなりに考えていかなくちゃいけないことだろうと思うんですけれどもね。

ですから、早く仕事はどんどん進めてほしいわけですけれども、影響のないものであれば、出していただいて、説明をちょっとしていただきながら、それに基づいてすぐに個々の審議に入っていただくというふうなことになろうかと思うんですけれども、個別的なものになればですね、今度そういった個人情報的な部分が尊重されませんと、非常に個人の生活が赤裸々に大衆の面前にさらされるというふうなことになるわけですから、この辺はやはり慎重にですね、個人情報というものを市の条例の中にもあるわけですし、そういった個々の尊重というふうな立場からですね、やはり慎重に扱っていかなくちゃならないということになろうかと思いますので、ぜひ公開・非公開については、今までの扱いもあるんだろうと思うんですね。それらはやっぱり必要だったというふうな経緯もあるわけですから、これからもおそらくよほどの状況の変化がなければ、それを踏襲していく必要があるだろうというふうなことを思っております。

ですから、できればそういった全体の一番最初に示された図面と、今度見直しをされて、非常にこの見直し案の文章的な部分で、見直し方針から、考慮した項目とか、大変細かいところまで目が行き届いたものになっていますので、皆さんに十分ご理解いただけるものだと私は思っておりますので、その辺で個人的な部分で、個々の問題として、個人情報とか非公開とかそういうふうな部分でないものについてはですね、早く提供していただいて、個々の換地変更のほうに入っていただきたいというふうにぜひ思います。

## 会長(高本正彦君) 吉永さん。

**委員(吉永功君)** 6番・吉永です。先ほどの私の質問にもあるんですが、やはり6ブロックの説明も大切なことなんですが、やはり全体の街路計画等につきまして、前段階のですね、どういう差ができているのかというのを踏まえた上に、その時点ではおそらく個人情報的なものはそうはないのではないかと思いますけど、そういうものを踏まえた上で、ブロックごとの協議を進めていくというような形ができれば、わかりやすいと思うんですね。

と言いますのは、その1ブロックだけを見て、同じような形がほかにもあるのかとか、対比してどうなのかというようなこともやはり必要だと思っております。しかし、全体計画、要するに手数はかかるかと思うんですが、いわゆる街路計画的なもの、公園も入るんでしょうか、そういったようなものの対比の図面、それから先につきましては、個々のブロックごとになるわけですね。それを、そういったところを経て行ったほうがわかりやすいのではないかと思います。しかし、全体の中にも、もし個人的な要素があるとしましたなら、それは審議会ですので、審議会の前に個人情報でやったほうがいいという当局の考えでしたら、諮った上で決めていくということがいいのではないかというふうに私は思っております。そういう中で、少しでも早く事業は、やはり推進していかなければ、大変な時間を要しておりますので、ぜひスムーズに行くためにもそのような方法がいいと思っています。以上です。

会長(高本正彦君) ありがとうございました。次は小宮さん。

**委員(小宮國暉君)** 先ほども言いましたように、加藤委員、また吉永委員と一緒です。いわゆる全体の個に影響ない程度のものがこの資料の中で、新しく打ち出せるんじゃないかと、またその作業もできるんじゃないかと、作業しているんじゃないかと。その作業の結果をですね、やはり審議会に示して、質疑応答なりしてから、個々のブロックを次になるか、その日になるかは私はわかりませんけれども、その審議会の内容のステップとしては、そういう手順のほうが望ましいかなというふうに思います。

会長(高本正彦君) ありがとうございました。

**委員(島谷晴朗君)** 3 番・島谷。私もやはりできるだけ説明は十分にしていただいて、そして納得して、それから前に進めるべきだとそう思います。やはり審議委員は審議委員としてのやはり付託された責任がありますからね。住民の方々に質問されてもわからないような答えを、わからないのがたくさん出ます。そういうときはまた市のほうに聞いて答えるようにしていますけれども、あの人はいつまでたってもわからない、わからないと、そういうあれじゃ困りますから、だから私の責任においても、やはりそういうことはよく自分なりにも研究したいし、市のほうからもそういう情報をたくさん出していただきたいと。それが終わってから、個人の個々の問題になってくればですね、それはそれなりに、またその場で、そのときに皆さんに諮って、公開・非公開を決めていただいてもいいんです。原則的には私はすべて公開だという立場ですから、ですから、できるだけ、これは説明をまずしていただきたいと思います。以上です。

## 会長(高本正彦君) 武政さん。

**委員(武政健太郎君)** 会長、私、さっきお話ししましたとおり、個々の説明から全体もわかるんじゃないかという意見だったので、ここは説明を先に入っていただいて結構かなという意見です。

会長(高本正彦君) どうぞ。

**委員(黒木中君)** 私が集計するのもおかしな話ですけれども、大勢は全体的なものを説明をできるものはしてもらったらどうだということが多数なような、今のお話を聞いているとそうなんですけど、あれですか、施行者の方、いいですか。個々の画地の説明をする準備ができているということは、その街区割りも当然、ある程度できているということです。ですから、出そうと思えば、そういう図面をつくる作業は必要でしょうけど、出せるということであれば、どうなんでしょうかね。そういうふうに今多数の意見をやっていただいたら。

**区画整理事業課長(阿部敏彦君)** 公開・非公開の関係につきましては、私どもが口を挟むあれではできませんので、全体計画の中で今黒木委員から言われたように、全体の画地形成をされた図面を用意しろというのなら用意できます。この前説明したように、6m 街路を 5.5 にしたり、辺長隅切りを 5m におさめたりしたり、そういうものの場所の位置が、全体図面ですから、見てわかるということです。そうすると、その部分について、ある場所のブロックはここがこう変わったというのがわかるわけですね。それは、そこに接続、換地される人にとっては、まだ非公開の部分に入るのではないかと考えております。全体的なイメージのものをお示しをして。

ですからまず、次回の審議会のときに私どもが資料を用意して、全体図もお示ししますし、宅地盤面もお示ししますから、それを見て公開にすべきか、非公開にすべきかご判断をいただいたほうが私はよろしいと。どちらがいいか、お示しをしろということなら示します。公開でやる場合には傍聴される方たちにもその資料を提供しなければいけないわけですね。そうしますと、傍聴されている人たちは、私のところがもしかして変わったということがわかるかもしれない。それで議論していくわけですから。そういうことが個人情報の中に照らしたときに、わかってしまうのではないかという危惧をしているということです。

ですから、全体の図面をお示しをしながら、各ブロックごとにできればお願いをしたいというご説明をしてきたつもりではいるんですけれども、全体図を示すことについて、もうブロックの見直しは終わっていますから、それは当然できます。画地を抜いて、街路網だけでもお見せします。もう1回示されている図面があるわけですから、それを照らし合わせると、どこがどう変わったというのがわかってしまうということです。

ですから、それをどう取り扱われるのかということの中でご議論をいただければと。ですから、私どもは審議会で決められたとおり、資料提供もできるだけいたしますというふうにお約束しているわけですから、その中でご判断をいただいたほうがよろしいのか。これは私、事業課長の立場で申し上げると、次回にそういうふうな資料は用意しますので、1回、それを見ていただいて決めたらいかがでしょうかという意見でございます。

**会長(高本正彦君)** わかりました。ありがとうございました。そう言われてみると、我々、個々人をどういうふうに、宅盤をどんな形になるという図面を私、個人的にはまだ見た記憶がない。つまり、少なくとも今のお話で、次回、そういった用意できるというものについて、審議会にこういった説明をするという形で我々に説明していただきたいと。それを踏まえて、それを住民の方に出すのか、あるいはここまでは、あるいは困るよという話を整理してですね、出せるものは一般の住民の方にお見せするのもいいだろうと。あるいはここのところは、これから変わる要素もいっぱいあるし、あるいは個人的なあれもあるので、出すのはまずいねと、こんな議論とかそういった整理ができて対応していくということにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(高本正彦君) 特段、ご異議がなければ……。どうぞ。

**委員(黒木中君)** ということはですよ。それを見てから公開か非公開かを判断するということですね。そうすると、 その状況は非公開なわけですね、最初は。

会長(高本正彦君) この審議会でですね。

**委員(黒木中君)** ですから、審議会を非公開にするか、公開にするかの話を今しているんですけど、ということは当初は非公開にして、公開してもいいか、非公開のまま続けるべきかを決をとるということですね、その段階で。

会長(高本正彦君) そういうことですね。

**委員(黒木中君)** じゃ、ここで最初の部分は非公開なんだから、非公開にするという決をやはりとるべきですよ。非公開にしなくてもいいということであれば……。そうじゃないですか。

**委員(島谷晴朗君)** だから見てからでいいじゃないですか。

**委員(黒木中君)** いや、見るというときには、非公開にするかしないかですから。そういうことですよね。

委員(小宮國暉君) よろしいですか。7番・小宮委員。今は、黒木委員のご発言の中にですね。考え方は別にわからないことでもないんですけれども、私が先ほど言ったのはですね、個の前に全体があるでしょう。この、これだけの資料をつくって、これだけ見直しますよ、これはこうしますよ。言葉で出ているんですね。文章で。しかし、私たちが見たいのは、これがどう具現化されたのか。ここに努力された跡を見たいんですよ。これは個々に説明していきますと言ったって、全体の中でこういうふうに見直しましたよというのは示されない。それを第一ステップとしてもらいたい。それで次に個々のあれに入っていただきたいということです。それを、個々の話は、今ご説明になったとおりわかりますよ。これは個のあれと全体というものは必ず相関関連がありますから、全体を示したら、じゃ、個々に私のうちが変わったどうのこうの、それだってやむを得ないじゃないですか。結果的にそうなる、そういうふうにしたいと思っているんだから。我々は反対できないですよ。。

**会長(高本正彦君)** ちょっと議論中、すみません。武政委員が急用がございまして、所用がございまして退席するということなので、ここで皆さんにお認めいただきたいと思います。よろしくお願いします。じゃ、どうぞ。

委員(武政健太郎君) 採決でいいですか。

委員(小宮國暉君) いや、採決して結構ですよ、方向を。

会長(高本正彦君) 採決。

**委員(武政健太郎君)** 採決をすぐしてくれるのであれば、私は残りますけど。

委員(島谷晴朗君) 採決はもう次回でいいですよ。

**会長(高本正彦君)** そうですね。いろいろと議論がですね、幅広くあれしていますので、採決そのものは次回の審議会に回したいと思います。どうもご苦労さまでした。どうぞ、加藤委員。

**委員(加藤照夫君)** 全体図の取り扱いのことなんですけれども、2 方面からの見方があると思うんですね。街路のほうの意見・要望等を取り入れて、街路形態、公園位置等が変わったというふうな見方と、それから心配されているように、形態が変わると、その街区の中の換地も変わるよと。そうすると、その街区の中の人との変更が個々にはわかってこないんでしょうけれども、街区の中の変更もわかるよというふうなことだと思うんですね。ですから、街路が変更されたということで、街区の中の情報が漏れては困るのかどうか。街路は別に変更になっていても影響はないと思うんですけれどもね。どちらから見て判断するかということで、それを公開にするか、非公開にするかというふうなことになるんだろうと思うんですけれども、その辺、どうなんでしょうか、私もちょっとわかりませんけれども。

会長(高本正彦君) そうですね、多分に技術的な部分があって、盛土にするか、切り土にするか、あるいは勾配を幾つまでにするかとか、そういった議論はやっぱりしっかり専門的な部分を含めて、改めて公開をしなくちゃならない議題なのと、そういう感じもするんですよね。ですから、非公開とするのか、公開するのか、形式等は別として、それほど地元の方に見ていただいてどうのこうのという話ではないというようなことで、取り扱いについてはまたその時点になったら整理するということにさせていただいたらいかがでしょうか。とりあえず、今日のところは保留みたいな形。

ほかにいいですか。あと一応整理させていただいて、保留にさせていただいて。

ほかに何かこの際、ご発言ということがなければ、これをもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。長い間、 どうも今日はありがとうございました。また次回、よろしくお願いします。